

だい き た ま し しょうがいふくしけいかく  
第6期多摩市障害福祉計画

だい き た ま し しょう じふくしけいかく  
第2期多摩市障がい児福祉計画

れいわ ねんど  
(令和3(2021)～5(2023)年度)

そあん  
(素案)

さくせいちゆう  
作成中

いらすと がそう  
(イラスト、画像など)

## 「害」の字における表記について

多摩市では、心のバリアフリー化を推進するため、「障害」という言葉が、単語または熟語として用いられ、「ひと」を直接的に形容するような場合は、「害」を「がい」と表記するか、または可能な場合には他の言葉で表現しています。

ただし、国の法令や他の地方公共団体の条例等に基づく、制度や施設名、または法人、団体等の固有名詞についてはそのままの表記としています。

はじめに

さくせいちゅう  
作成中

だい1しやう	だい6きたまししやうがいふくしけいかく	だい2きたまししやう	じふくしけいかく	さくてい	
第1章	第6期多摩市障害福祉計画	・	第2期多摩市障がい児福祉計画	の策定にあたって	
1	けいかく	もくてき			6
	計画の目的				6
2	けいかく	いち			6
	計画の位置づけ				6
(1)	こんきよほうれい				6
	根拠法令				6
(2)	し	けいかく	かんれん		8
	市の計画との関連				8
(3)	たまししやう	しゃきほんけいかく	かんれん		8
	多摩市障がい者基本計画との関連				8
3	けんこうとし	すまーとうえるねすしてい	じつげん	むけたとりくみ	12
	健幸都市（スマートウェルネスシティ）の実現に向けた取り組み				12
4	たまししやう	しゃ	さべつ	とも	あんしん
	多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例				じやうれい
	の制定				14
5	けいかく	きかん			17
	計画の期間				17
6	けいかく	たいしやう			18
	計画の対象				18
7	けいかくさくてい	とりくみ			18
	計画策定への取り組み				18
8	だい5きたまししやうがいふくしけいかく	だい1きたまししやう	じふくしけいかく	ふりかえり	20
	第5期多摩市障害福祉計画	・	第1期多摩市障がい児福祉計画	の振り返り	20

だい2しやう	たまししやう	しゃ	しやう	じ	とりまくじやうきやう	かだい
第2章	多摩市の障がい者	・	障がい児を取り巻く状況	と課題		
1	しやうがいふくししやく	かんするくにせいど	どうこう		22	
	障害福祉施策に関する国制度の動向				22	
2	たまし	じやうきやう			25	
	多摩市の状況				25	
3	たまししやう	しゃせいかつじつたいちやうさ	けっか		34	
	多摩市障がい者生活実態調査の結果				34	
4	けいかくさくてい	かかわるじぎやうしよ	あんけー	とちやうさ	けっか	
	計画策定に係る事業所アンケート調査の結果				41	
5	たまし	かだい			47	
	多摩市の課題				47	

だい3しやう	だい6きたまししやうがいふくしけいかく	だい2きたまししやう	じふくしけいかく	
第3章	第6期多摩市障害福祉計画	・	第2期多摩市障がい児福祉計画	
1	さーび	すていきやうたいせい	かくほ	かんするかんがえかた
	サービス提供体制の確保に関する考え方			49
(1)	しやうがいふくし	さーび	す	ていきやうたいせい
	障害福祉サービスの提供体制の確保に関する考え方			53
(2)	しやう	じしえん	ていきやうたいせい	かくほ
	障がい児支援の提供体制の確保に関する考え方			54
(3)	そうだんしえん	ていきやうたいせい	かくほ	かんするかんがえかた
	相談支援の提供体制の確保に関する考え方			54
2	しんがたころ	なう	いる	すかんせんしやうたいさく
	新型コロナウイルス感染症対策と感染症を踏まえた災害対応について			かんせんしやう
				ふまえたさいがいたいおう
				56
3	さーび	すていきやうたいせい	かくほ	かかわるもくひやう
	サービス提供体制の確保に係る目標			58
(1)	ふくししせつ	にゆうしよしゃ	ちいきせいかつ	いこう
	福祉施設の入所者の地域生活への移行			58
(2)	せいしんしやうがい	たいおう	ちいきほうかつ	あしすてむ
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築			こうちく
				59
(3)	ちいきせいかつしえん	きよてんどう	せいび	
	地域生活支援拠点等の整備			61
(4)	ふくししせつ	いっばんしゆうろう	いこうどう	
	福祉施設から一般就労への移行等			62
(5)	しやう	じしえん	ていきやうたいせい	せいびどう
	障がい児支援の提供体制の整備等			64

①	じゅうそうてき ちいきしえんたいせい こうちく め ぎ す じどうはったつしえんせんたー せっちおよび 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び ほいくしょうほうもんしえん じゅうじつ 保育所等訪問支援の充実	64
②	おも じゅうしょうしんしんしょう じ しえん じどうはったつしえんじぎょうしよおよびほうかごなどで いさーびす 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス じぎょうしよ かくほ 事業所の確保	65
③	いりょうてきけ あじしえん かんけいきかん きょうぎ ば せっちおよびこーでいねーたー はいち 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	65
⑥	そうだんしえんたいせい じゅうじつ きょうかとう 相談支援体制の充実・強化等	66
⑦	しょうがいふくし さーび すとう しつ こうじょう とりくみ かかわるたいせい こうちく 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	66
4	さーび すみこみりょう せってい サービス見込み量の設定にあたって	
(1)	さーび すみこみりょう せっていほうほう サービス見込み量の設定方法	68
(2)	さーび すていきょうたいせい かくほ ほうさく サービス提供体制を確保するための方策	68
5	かくさーびす みこみりょう 各サービスの見込み量	
(1)	ほうもんけい さーび す 訪問系サービス	69
(2)	にっちゅうかつどうけい さーび す 日中活動系サービス	70
(3)	きょじゅうけい さーび す 居住系サービス	75
(4)	そうだんしえん さーび す 相談支援サービス	77
(5)	ちいきせいかつしえんじぎょう ひっすじぎょう 地域生活支援事業（必須事業）	79
(6)	ちいきせいかつしえんじぎょう にんいじぎょう 地域生活支援事業（任意事業）	87
(7)	しょう じ つうしよしえん （障がい児）通所支援	89
(8)	しょう じ そうだんしえん （障がい児）相談支援	92
(9)	はったつしょう しゃ じ しえん 発達障がい者（児）への支援	94
だい4しょう	けいかく すいしん む け て 第4章 計画の推進に向けて	
1	けいかく すいしんたいせい 計画の推進体制	95
2	くに どうきょうと けいぞくてき ようせい 国、東京都への継続的な要請	95
しりょうへん	資料編	さくせいちゅう 作成中

# 第1章 第6期多摩市障害福祉計画・第2期多摩市障がい児福祉計画の策定にあたって

## 1 計画の目的

本計画は、第5期多摩市障害福祉計画（平成30～令和2年度）の進捗状況や障がいのある方のニーズ等を踏まえ、今後3年間の障害福祉サービスや障がい児支援等の提供体制を確保するために策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 根拠法令

- 「第6期多摩市障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づき、市町村に策定が義務づけられている「市町村障害福祉計画」として策定します。
- 「第2期多摩市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき、市町村に策定が義務づけられている「市町村障害児福祉計画」として策定します。
- 障害者総合支援法第88条第6項に基づき、「第6期多摩市障害福祉計画」と「第2期多摩市障がい児福祉計画」を一体的に策定することで、子どもから大人まで切れ目のない支援を目指します。

しょうがいしゃそうごうしえんほう  
◎ 障害者総合支援法

しちょうそんしょうがいふくしけいかく  
〔市町村障害福祉計画〕

だいはちじゅうはちじゅう しちょうそん きほんししん そくして しょうがいふくしきーびす ていきょうたいせい かくほ  
第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保  
そのた ほうりつ もとづくぎょうむ えんかつ じっし かんするけいかく い か しちょうそんしょうがいふくし  
その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉  
けいかく さだめる  
計画」という。）を定めるものとする。

2～5 (略)

しちょうそんしょうがいふくしけいかく じどうふくしほうだいさんじゅうさんじょう にじゅうだいいちこう きてい  
6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する  
しちょうそんしょうがいふくしけいかく いったい さくせい  
市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

じどうふくしほう  
◎ 児童福祉法

しちょうそんしょうがいふくしけいかく  
〔市町村障害児福祉計画〕

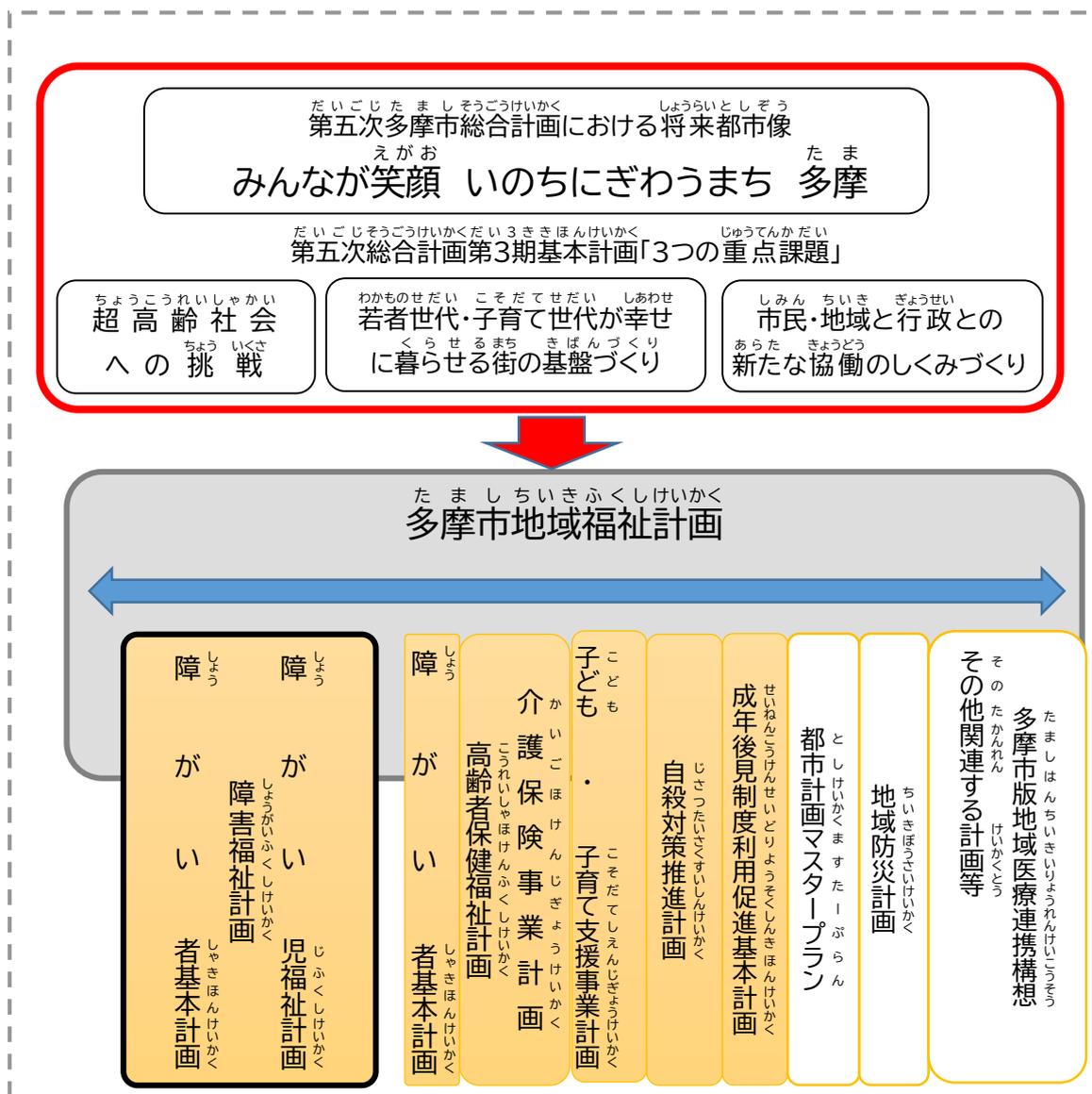
だいさんじゅうさんじょう にじゅう しちょうそん きほんししん そくして しょうがいじつうしよしえんおよびしょうがいじそだん  
第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談  
しえん ていきょうたいせい かくほ そのた しょうがいじつうしよしえんおよびしょうがいじそだんしえん えんかつ じっし  
支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に  
かんするけいかく い か しちょうそんしょうがいふくしけいかく さだめる  
関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

## (2) 市の計画との関連

- 多摩市の将来都市像とまちづくりの基本的な方向性を示す、市の最上位計画である第五次多摩市総合計画第3期基本計画のもと、その基盤となる考え方の「健幸まちづくりのさらなる推進（※）」を踏まえて、策定します。

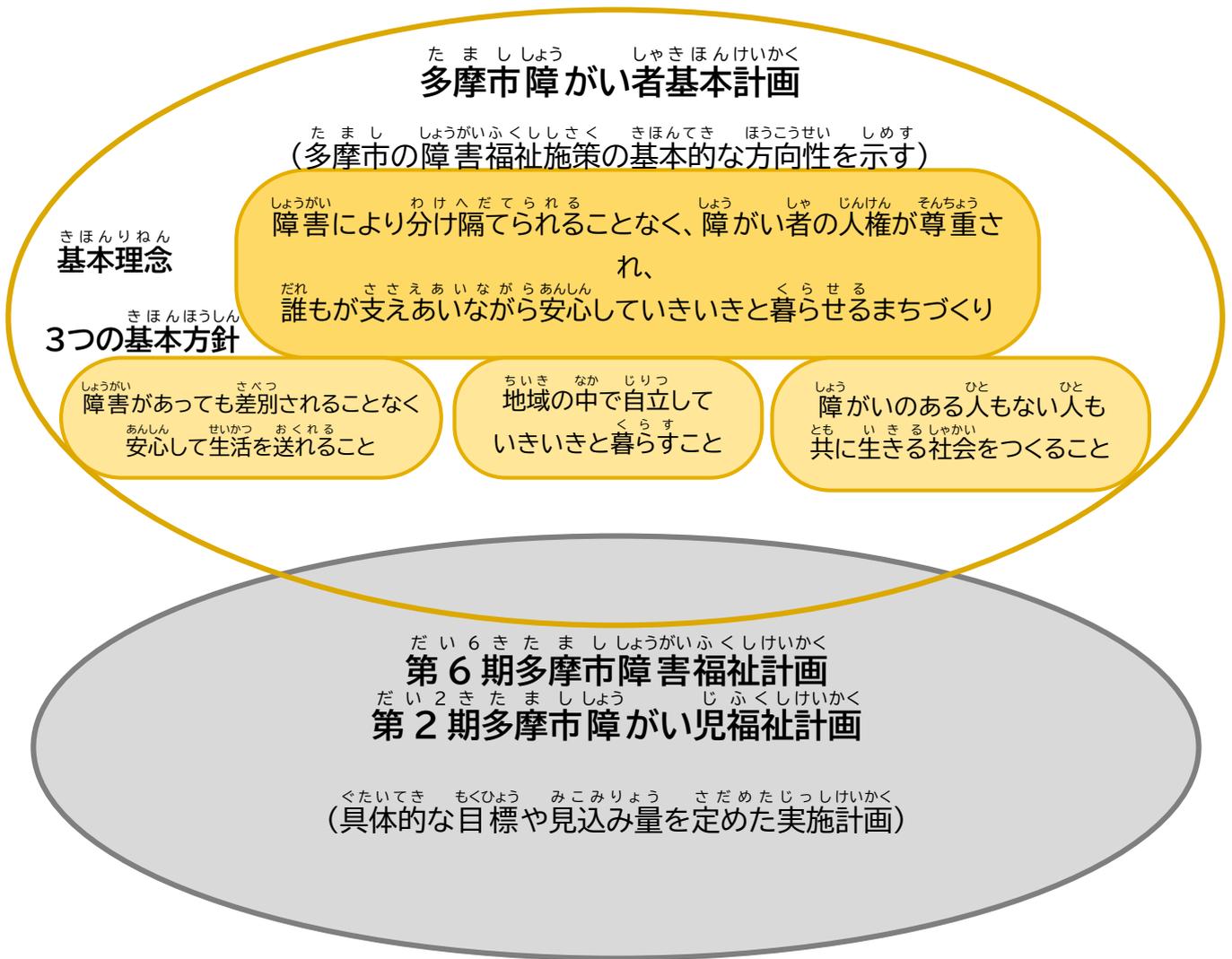
（※）詳しくは、10、11ページの「3 健幸都市（スマートウェルネスシティ）の実現に向けた取り組み」をご覧ください。

- 地域福祉の推進、地域のあり方、地域づくりの方向性を示し、高齢・介護・子育てなど福祉分野を横断的につなぐ「多摩市地域福祉計画」の個別計画として策定します。



(3) 多摩市障がい者基本計画との関連

- 多摩市の障害福祉施策の方向性は、「多摩市障がい者基本計画（平成30年度～令和5年度）」で定めています（障害者基本法第11条第3項に基づき策定）。
- その方向性に沿いつつ、新たな国の基本指針を踏まえながら、今後3年間の障害福祉サービスや障がい児支援等の具体的な目標や見込み量を定めます。



しょうがいしゃきほんほう  
◎ 障害者基本法  
しょうがいしゃきほんけいかくなど  
(障害者基本計画等)

だいじゅういちじょう  
第十一条

りやく  
1・2 (略)

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

けいかく ぜんたいぞう  
 <計画の全体像> ※ ひょうちゅう 表中の「㊟」は「障がい者」、㊞は「障がい児」が利用できるサービスを示しています。

しょうがいふくしけいかく  
**障害福祉計画**

じりつしえんきゆうふ  
**自立支援給付**

- ほうもんけいさーびす  
**(1)訪問系サービス**  
 きょたくかいご ほーむへるが  
 ・**居宅介護(ホームヘルプ)** ㊟ ㊞  
 じゅうどほうもんかいご  
 ・**重度訪問介護** ㊟  
 どうこうえんご  
 ・**同行援護** ㊟ ㊞  
 こうどうえん  
 ・**行動援護** ㊟ ㊞  
 じゅうどしょうがいしゃなどほうかつしえん  
 ・**重度障害者等包括支援** ㊟ ㊞

- にっちゅうかつどうけいさーびす  
**(2)日中活動系サービス**  
 せいかつかいご  
 ・**生活介護** ㊟  
 じりつくんれん  
 ・**自立訓練** ㊟  
 しゅうろういこうしえん  
 ・**就労移行支援** ㊟  
 しゅうろうていちゃくしえん  
 ・**就労定着支援** ㊟  
 しゅうろうけいぞくしえん  
 ・**就労継続支援** ㊟  
 りょうようかいご  
 ・**療養介護** ㊟  
 たんきにゆうしょ  
 ・**短期入所(ショートステイ)** ㊟ ㊞

- きょじゅうけいさーびす  
**(3)居住系サービス**  
 きょうどうせいかつえんじょ  
 ・**共同生活援助(グループホーム)** ㊟  
 しせつにゆうしょしえん  
 ・**施設入所支援** ㊟  
 じりつせいかつえんじょ  
 ・**自立生活援助** ㊟

- そうだんしえんさーびす  
**(4)相談支援サービス**  
 けいかくそうだんしえん  
 ・**計画相談支援** ㊟  
 ちいきいこうしえん  
 ・**地域移行支援** ㊟  
 ちいきていちゃくしえん  
 ・**地域定着支援** ㊟

ちいきせいかつしえんじぎょう  
**地域生活支援事業**

- ひつすじぎょう  
**(1)必須事業**  
 りかいそくしんけんしゅう けいはつ  
 ・**理解促進研修・啓発**  
 じはつてきかつどうしえん  
 ・**自発的活動支援**  
 そうだんしえん  
 ・**相談支援**  
 せいねんこうけんせいどりようしえん  
 ・**成年後見制度利用支援**  
 せいねんこうけんせいどほうじんこうけんしえん  
 ・**成年後見制度法人後見支援**  
 いしそつうしえん  
 ・**意思疎通支援**  
 にちじゅうせいかつようぐきゅうふどう  
 ・**日常生活用具給付等**  
 しゅわほうしんようせいけんしゅう  
 ・**手話奉仕員養成研修**  
 いどうしえん  
 ・**移動支援**  
 ちいきかつどうしえんせんたー  
 ・**地域活動支援センター**

- にんいじぎょう  
**(2)任意事業**  
 にっちゅういちじしえんじぎょう  
 ・**日中一時支援事業**  
 しゃかいさんかそくしんじぎょう  
 ・**社会参加促進事業**



じどうふくしほう かかわるさーびす  
**児童福祉法に係るサービス**

- しょう じ つうしよしえん  
**(1)(障がい児)通所支援**  
 じどうはったつしえん  
 ・**児童発達支援**  
 いりょうかたじどうはったつしえん  
 ・**医療型児童発達支援**  
 ほうかごなどでいさーびす  
 ・**放課後等デイサービス**  
 ほいくじよなどほうもんしえん  
 ・**保育所等訪問支援**  
 きょたくほうもんがたじどうはったつしえん  
 ・**居宅訪問型児童発達支援**

- しょう じ そうだんしえん  
**(2)(障がい児)相談支援**  
 しょうがいじしえんりようえんじょ  
 ・**障害児支援利用援助**  
 けいぞくしょうがいじしえんりようえんじょ  
 ・**継続障害児支援利用援助**

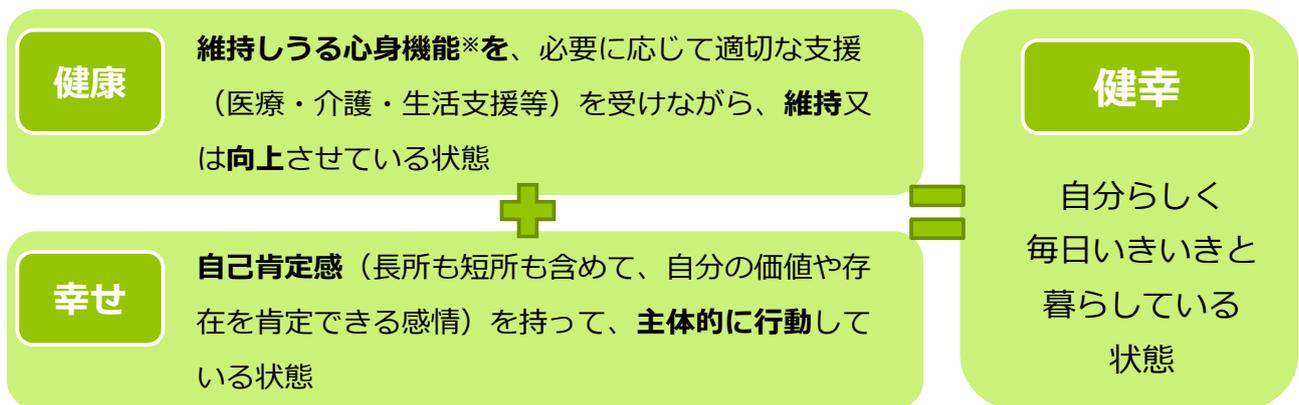
しょう じ ふくしけいかく  
**障がい児福祉計画**

### 3 健幸都市（スマートウェルネスシティ）の実現に向けた取り組み

#### (1) 健幸都市（スマートウェルネスシティ）とは

多摩市では、「第五次多摩市総合計画第3期基本計画」において、第2期基本計画で「3つの取り組みの方向性」の1つとして位置づけた「健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩」の創造に向けた取り組みをさらに展開していくため、計画全体の基盤となる考え方として、「健幸まちづくりのさらなる推進」を掲げました。健幸とは、「健康」と「幸せ」の両方が備わり、自分らしく毎日いきいき暮らしている状態のことで、身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障がいがあっても、子どもから高齢者まで、誰もが幸せを実感できるまちが、健幸都市（スマートウェルネスシティ）です<sup>1</sup>。

#### 定義



※加齢、障害、疾病により、心身機能に制限・困難がある場合においても、その状況下における健康がある

#### (2) 多摩市版地域包括ケアシステムとは

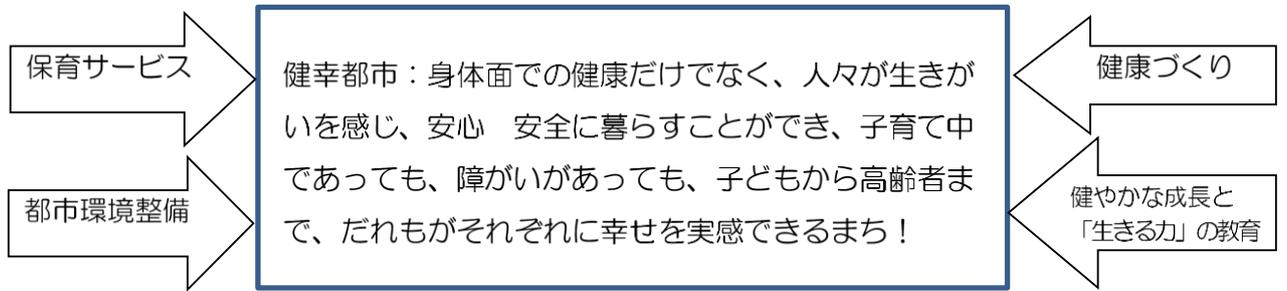
加齢、障害、疾病に伴う心身機能の低下、生活困窮、子育て・子育て上の困難などに直面した際には適切な支援を受けることが必要です。支援を効果的に実施するには関係機関が有機的に結びつき、対象者の生活の場面を想定しながら、支援を切れ目なく一体的に実施することが重要です。（分野内連携と分野横断的連携）

この取り組みは、高齢者支援、障がい者支援、生活困窮者支援、生活保護、引きこもり対策、子育て困難家庭支援、犯罪被害者支援等、何らかの困難を抱える市民を支援する事業全般を対象とします。各分野内で支援者間の連携を図るとともに、部門を超えた支援者間の連携の充実を図り、横断的な相談・支援体制（多摩市版地域包括ケアシステム）

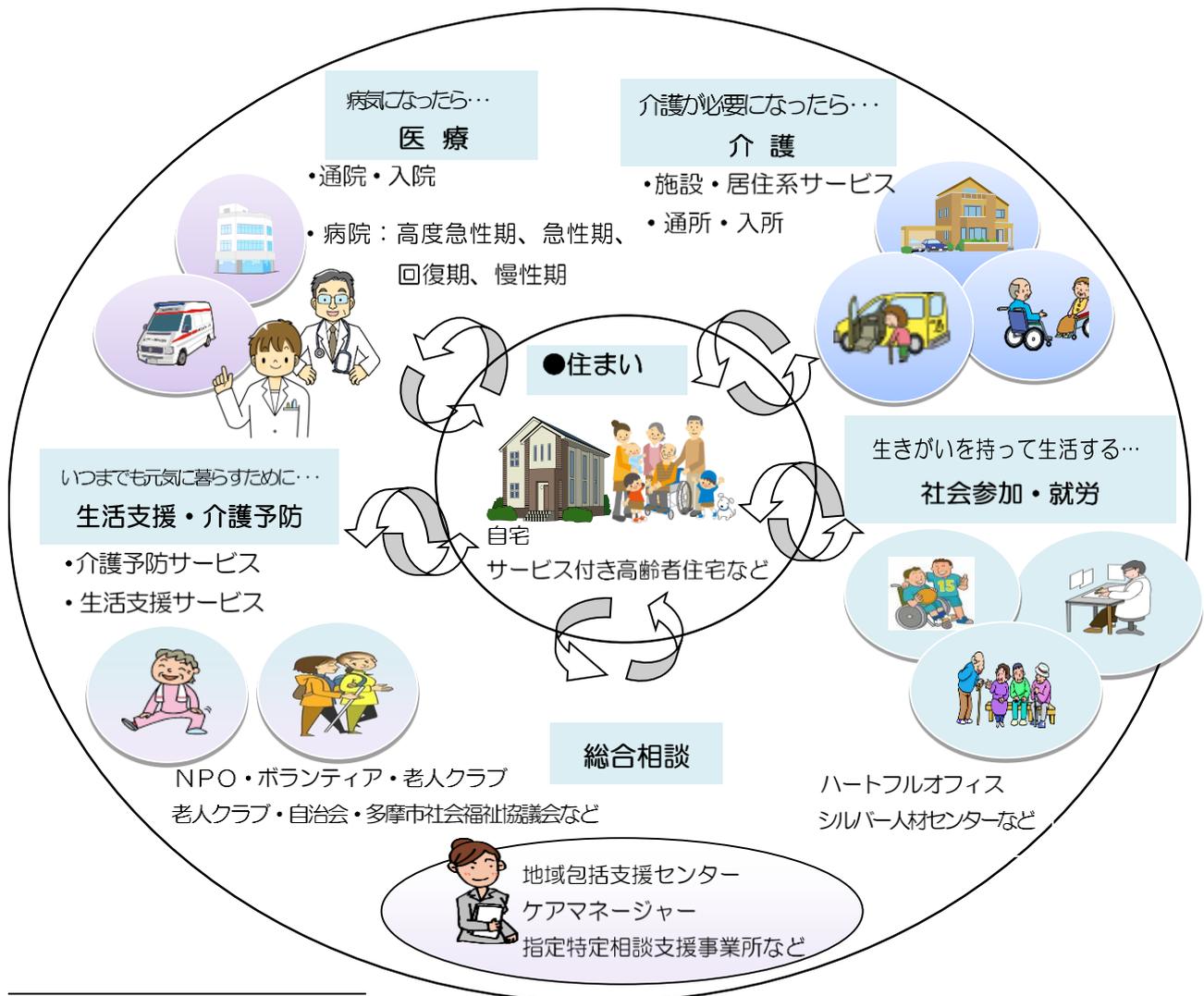
<sup>1</sup> 第五次多摩市総合計画第3期基本計画30ページ参照

こうちく おこないます。これにより、こうれい おや しょう 障がいのある子どものせたい かいご こそだての構築を行います。これにより、高齢の親と障がいのある子どもの世帯、介護と子育ての両方を担う世帯などが抱える複数の課題に対してより有効な支援を提供できることを目指します<sup>2</sup>。

「健幸都市」への取り組みと「多摩市版地域包括ケアシステム」のイメージ図



多摩市版  
地域包括ケアシステム



<sup>2</sup> 多摩市健幸まちづくり基本方針9ページより引用

※厚生労働省資料をもとに一部改編

## 4 多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例の制定

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)、平成30年10月に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」(東京都障害者差別解消条例)が施行され、障がい者・障害に対する理解が進んできました。

市では、今まで以上に障がい者に対する差別や偏見、生活する上での様々なバリア(障壁)をなくすため、令和2年7月、障害のある方をはじめとする多摩市の皆さんと一緒にこの条例をつくりました。市民委員会8回、ワークショップ2回、アンケート回答1,500件以上、パブリックコメント(市民意見)募集などで多くの方の意見をいただきました。

この条例の大事なポイントは、①「不当な差別的取扱い」の禁止、②「合理的配慮の提供」を定めている点で、さらに、差別に関する相談支援の仕組みを設けています。差別を受けた場合などは、市の障害福祉課が相談窓口となり、市が相談内容に応じて、必要な調査、調整、助言、情報提供などを行います。相談で解決しない場合は、助言・あっせん、勧告等の方法で解決を図ります。

障がい者への差別をなくして共生社会を実現することは、多摩市が目指している健幸都市の実現にもつながります。この計画は、こうした考え方に基づき、策定します。障がいのある人もない人もお互いを理解し合って、差別のない、誰もが暮らしやすいまちにしていきたいと思います。

① 不当な差別的取扱いの禁止とは

正当な理由(※)なく、障害を理由としてサービスの提供を拒否する、サービスを提供する場所や時間を制限するなど、障がいのない人とは異なる対応をすることを、不当な差別的取扱いと言います。市役所、事業者、市民、すべての人が不当な差別的取扱いをしてはいけません！(※正当な理由があると判断した場合は、障がい者にその理由を説明して、理解を得るよう努めましょう。)

(例) 盲導犬を連れているため  
入店を拒否する。



(例) 障がい者を無視して付き添いの  
人にだけ話しかける。

② 合理的配慮の提供とは

障がい者から社会的障壁（※）を取り除いてほしいと言われたときや、社会的障壁の除去を必要としていることが明白なときに、必要な対応や工夫をすることを合理的配慮と言います。市と事業者は、負担が重い場合を除いて必ず合理的配慮をしなければいけません。市民もできるだけ合理的配慮をしなければいけません。

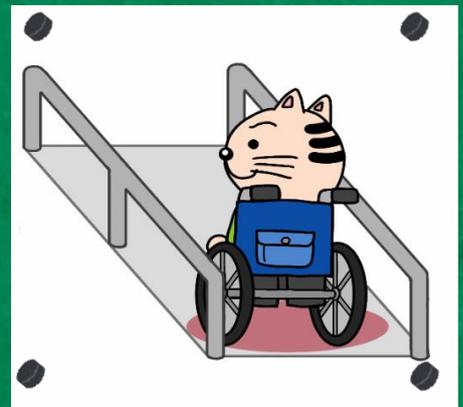
(例) メニューが文字だけだと

分からないため絵や写真を使う。



(例) 段差だと通れないので

スロープを設置する。



合理的配慮の方法は1つではありません。

障がい者から申し出のあった方法では対応できない場合は、きちんと話し合っ（建設的対話）、代わりの方法を考えることも大切です。それでも合理的配慮をすることが難しい場合（＝負担が重い場合）は、その理由を説明して障がい者に理解してもらうように努める必要があります。

多摩市役所ロビー展示の様子



▲ 条例についての  
くわしい内容は  
上記のQRコード  
から（多摩市公式  
ホームページが  
開かれます）

## 5 計画の期間

計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。なお、障がい者をとりまく状況変化や、障害福祉施策に関する国制度の動向等を踏まえ、計画期間内においても必要に応じて見直しを行います。

	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和1 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
総合計画基本構想	第五次計画 基本構想 (2011~2030)											
総合計画基本計画	基本計画(1期)			基本計画(2期)			基本計画(3期)					
障がい者基本計画												
障害福祉計画	第3期		第4期		第5期		第6期		本計画 (第6期)			
障がい児福祉計画							第1期		本計画 (第2期)			
地域福祉計画												
高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画	第5期		第6期		第7期		第8期					
多摩市子ども・子育て・若者 プラン~第2期 多摩市 子ども・子育て支援事業計画 ~(子ども・子育て支援事業 計画)				第1期			第2期					
地域福祉活動計画 (多摩市社会福祉協議会)	第3次計画				第4次計画							

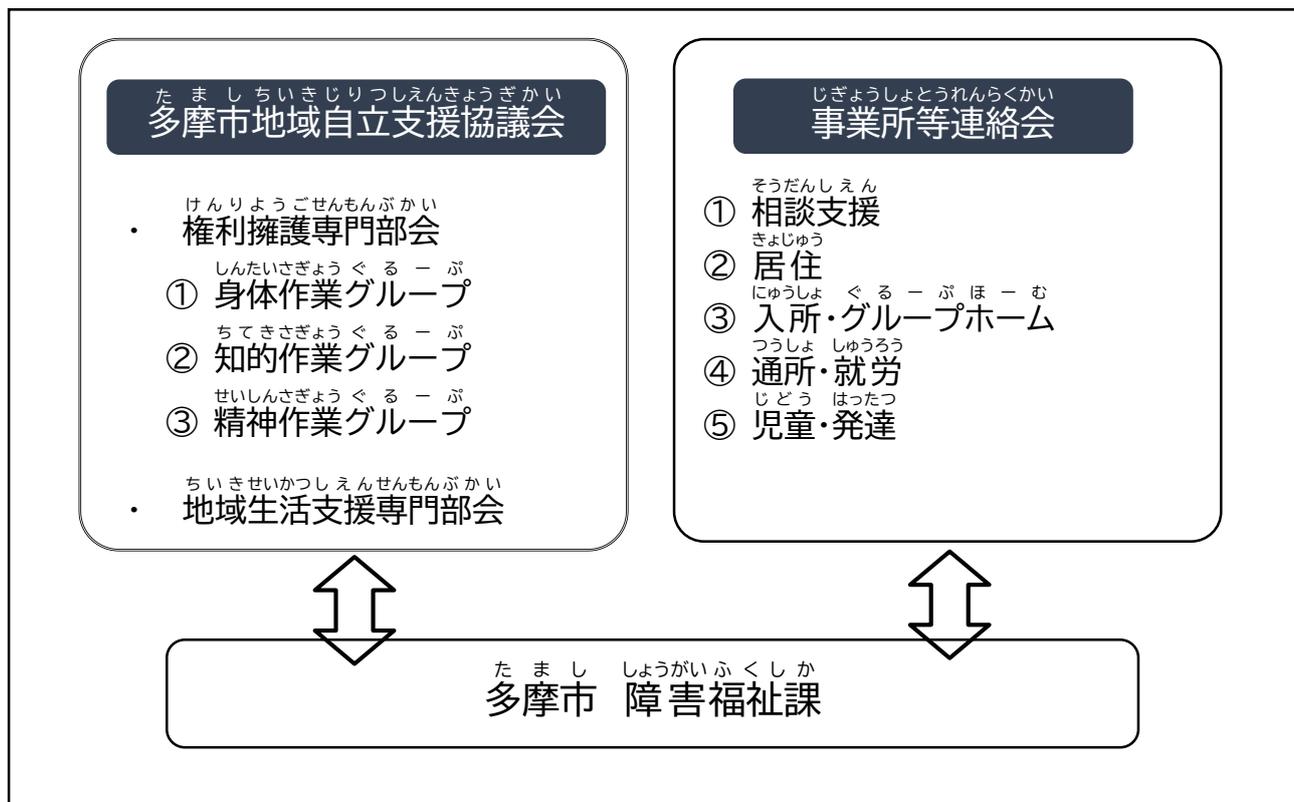
## 6 計画の対象

本計画では、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病がある方、医療的ケアを必要とする方など、日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある方を対象とします。なお、障がいの差別解消や障がい者への理解促進などについては、全ての市民を対象として取り組みます。

## 7 計画策定への取り組み

- 令和2年8月に「多摩市障がい者生活実態調査」を、同年9月に「計画策定に係る事業所アンケート」を実施し、計画を策定する上での基礎資料としました。
- 新型コロナウイルス感染症対策のため新たに市民委員会を設置して議論するのではなく、学識経験者、障がい者団体、関係機関等で構成される多摩市地域自立支援協議会において計画案の検討を行いました。
- 計画案の検討にあたっては、障がい当事者や支援担当者の意見を反映させるため、多摩市地域自立支援協議会の権利擁護専門部会から意見をいただきました。また、地域生活支援専門部会において、地域生活支援拠点等の整備について検討するとともに、事業所等連絡会等を通じて事業所からいただいた市の施策に関する意見についても参考にさせていただきました。

けいかくさくてい いめーじず  
【計画策定のイメージ図】



## 8 第5期多摩市障害福祉計画・第1期多摩市障がい児福祉計画の振り返り

○ 第5期計画で掲げた目標や見込み量の達成状況については、新型コロナウイルスの感染拡大による数値の変動や、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に係る会議の中止など、スケジュールの延期による影響を受けているものも多いため、個別に分析する必要があります。

※ 個々の達成状況については、第3章の3「サービス提供体制の確保に係る目標」、4「各サービスの見込み量」をご覧ください。

○ 障害福祉サービスでは、「福祉施設の施設入所者の地域生活への移行」について、個々の状況に応じた支援を行った結果、それぞれの目標値（施設入所者の地域生活移行者数（4人）、施設入所者数（89人以下））を達成することができました。

○ また、障がい児支援では、医療的ケア児支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場として、令和元年度から「多摩市医療的ケア児（者）連携推進協議会」を設置することができました。

○ 一方、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」については、新型コロナウイルス感染拡大の影響で会議開催が難しくなったこともあり、令和2年度までの協議の場の設置には至りませんでした。

○ サービスごとの達成状況をみると、計画より多い実績を示したものとして共同生活援助（グループホーム）が挙げられます。精神病院等からの地域移行や、「親亡き後」の居場所としてのニーズが高いこともあり、近年、グループホームを開設する事業者が増えていきます。

○ また、放課後等デイサービスは、令和2年度は新型コロナウイルスによる影響が見られるものの、概ね計画どおり増加しています。この理由として、発達障がい児の

療育環境を整えたいという保護者のニーズが高まり、利用につながったことが  
かんがえられます。

- 一方、訪問系サービスや就労系サービス、短期入所は、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により利用が減っています。今後どのような影響があるのか  
注視していく必要があります。

## 1 障害福祉施策に関する国制度の動向

### (1) 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）の締結（平成26年1月締結）

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めている条約です。条約の締結に先立ち、「障害者基本法」、「障害者雇用促進法」の改正や、「障害者総合的支援法」、「障害者差別解消推進法」の制定など法整備が行われました。

### (2) 障害者基本法の改正（平成23年7月改正、8月施行、平成25年6月改正、平成28年4月施行）

平成23年7月に、障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として、障がい者の定義の拡大や、地域社会における共生等や差別の禁止などの合理的配慮の概念が導入されました。それを受け、平成25年6月に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する障害者政策委員会の設置が追加されました。

### (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の制定

（平成25年6月制定、平成28年4月施行）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために制定されました。

### (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）の改正

（平成25年6月改正、平成26年4月、平成28年4月施行）

精神障がい者の地域生活への移行（入院医療中心から地域生活中心へ）を促進するため、精神障がい者の医療に関する指針の策定、保護者に対する責務規定の削除や医療保護入院における入院手続等の見直し等を目的として改正されました。

(5) 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正

（平成25年6月・平成28年4月・平成30年4月、令和元年6月改正・令和2年4月施行）

雇用分野における障がい者への差別の禁止や、障がい者が職場で働くにあたっての合理的配慮の提供義務を定めるとともに、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えるために改正されました。令和元年6月には、障がい者雇用の一層の促進に向け、障害者の活躍の場の拡大や国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況の把握等に関する措置が追加されました。また、市町村に障害者活躍推進計画の策定が義務づけられました。

(6) 発達障害者支援法の改正（平成28年6月改正、8月施行）

個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう、発達障害の早期発見と発達支援を行い、支援が切れ目なく行われることに関する国・地方公共団体の責務の明確化や、発達障がい者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現するために改正されました。

(7) 難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）の制定

（平成26年5月制定、平成27年1月施行）

難病の患者に対する医療費助成制度に関して法定化することにより、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進などの措置を講ずるため、制定されました。

(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部改正（平成28年6月改正、平成30年4月施行）

障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実、高齢の障がい者の介護保険サービスの利用促進や、障がい児のニーズの多様化にきめ細かく対応するための見直し等が行われました。また、障がい児支援の提供体制を計画的に確保するため、市町村に障害児福祉計画の策定が義務づけられました。

(9) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の制定（平成23年6月制定、平成24年10月施行）

障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障がい者を現に養護する人に対して支援措置を講ずるため、制定されました。

(10) 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）の改正（平成29年6月改正、施行）  
平成29年6月改正では、虐待を受けている児童等の保護を図るため、虐待を受けている児童等の保護者への司法関与を強化する等の措置が講じられました。

(11) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定  
（令和30年6月制定・施行）

障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮、社会参加の促進を図るため、制定されました。

(12) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の制定  
（令和元年6月制定・施行）

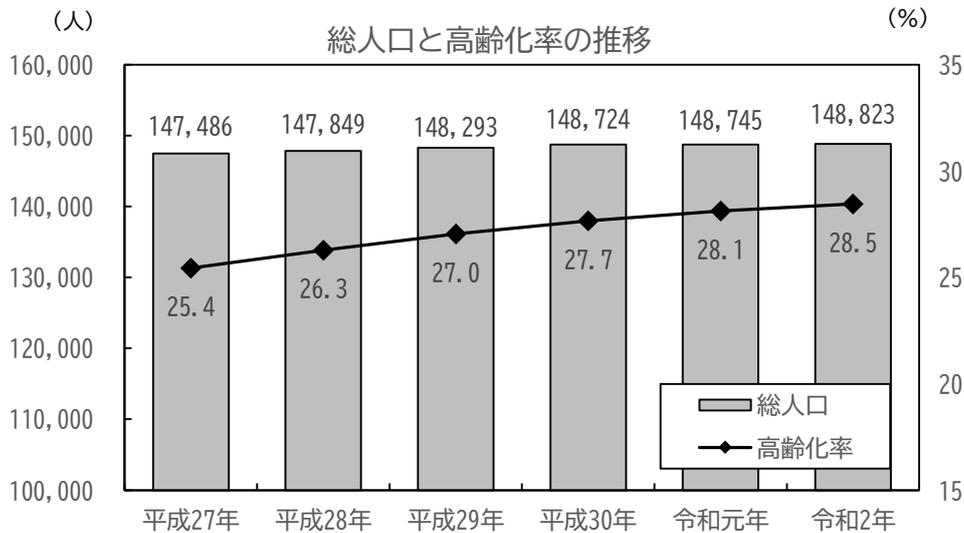
障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与するため、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するため、制定されました。

## 2 多摩市の状況

近年、障がい者や支援する家族等の高齢化が進むとともに、障がい者の重度化が進んでいます。また、障がい者・児数は増加傾向にあり、障害福祉サービス給付費が増加傾向にあります。

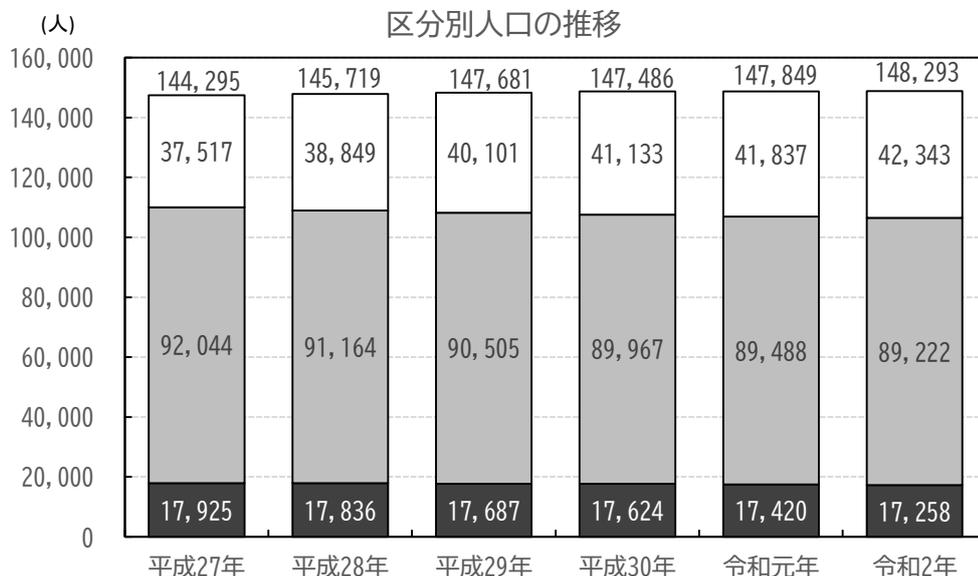
### (1) 多摩市の人口構成の変化 ～障がい者や支援する家族等の高齢化が進む～

多摩市の人口は、令和2年1月現在148,823人で、近年大きな増減はみられません。しかし、高齢化率は上昇し続けており、平成27年と比べると3.1%高くなっています。



出典：住民基本台帳人口（各年1月1日）

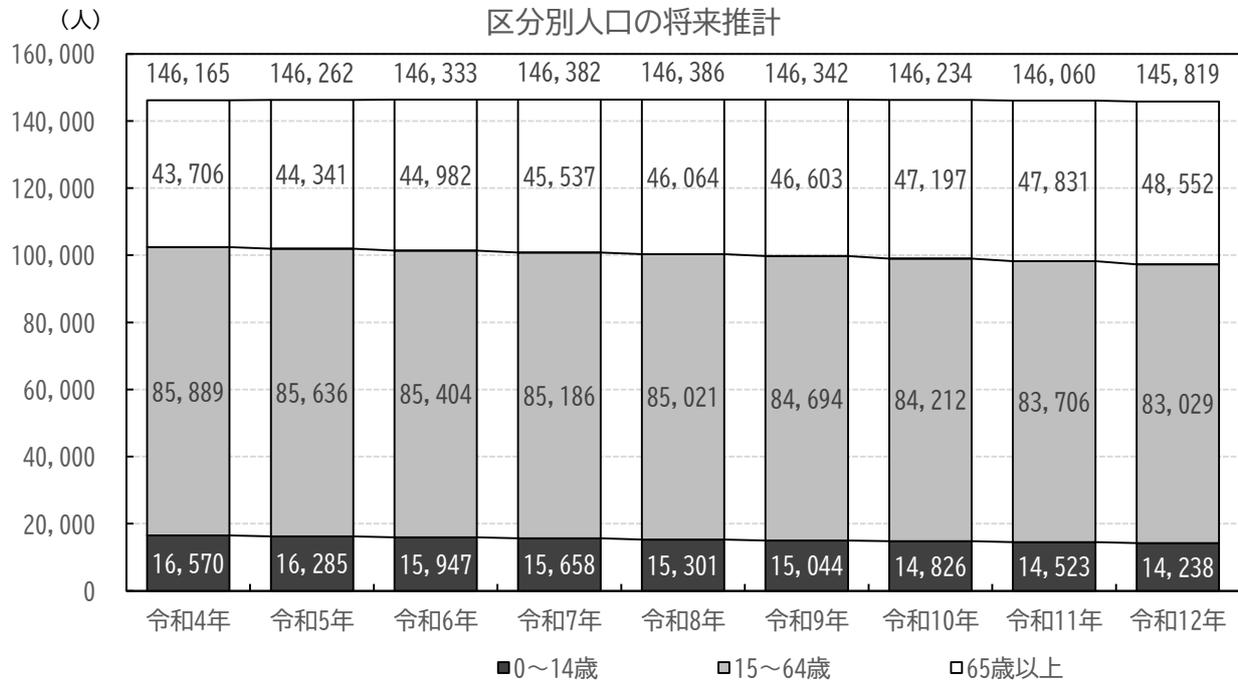
年齢3区分別人口の推移をみても、15～64歳の生産年齢人口が減る一方、65歳以上の高齢者人口の割合が年々高くなっています。



出典：住民基本台帳人口（各年1月1日）

くぶんべつじんこうしょうらいすいけい けいこう かわらない せいさんねんれいじんこう げんしょう  
 区分別人口将来推計をみてもその傾向は変わらないことから、生産年齢人口の減少に

よって市税収入も減ることが予測されます。

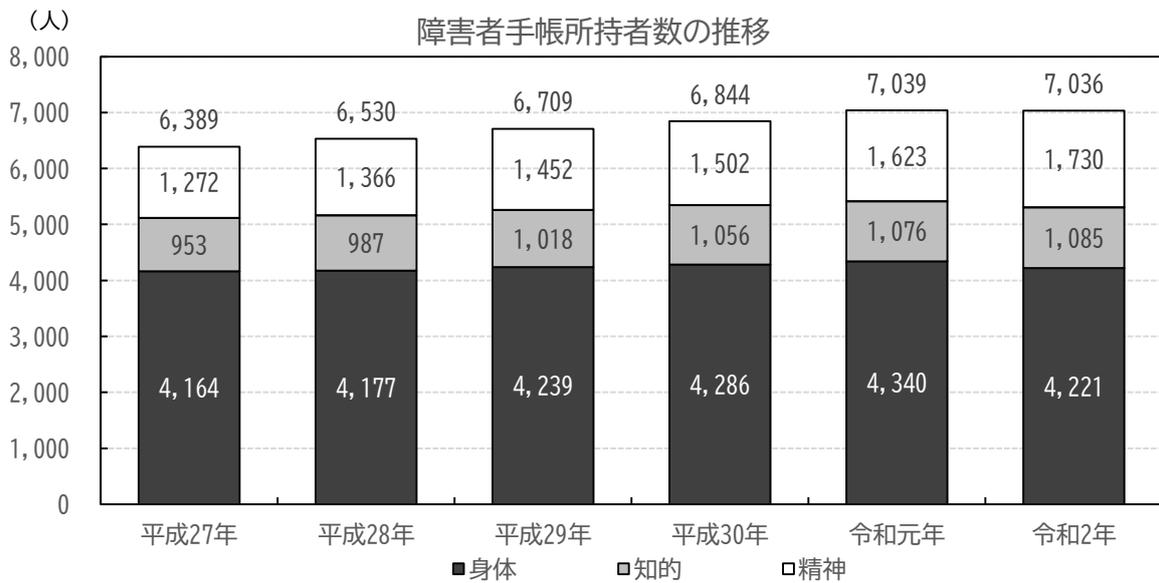


出典：多摩市将来人口推計（令和2年度）（各年1月1日）

(2) 障がい者・児数の推移 ～障がい者・児数は増加傾向～

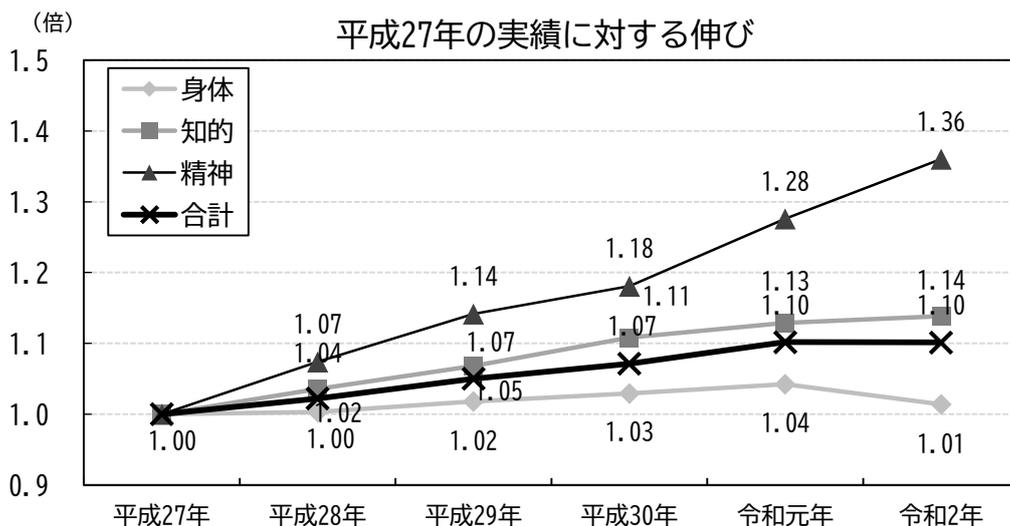
① 障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は、令和2年4月現在、7,036人となっています。このうち、身体障害者手帳所持者が4,221人で全体の約6割を占めており、愛の手帳（知的障がい者・児が対象）所持者が1,085人、精神障害者保健福祉手帳所持者が1,730人となっています。



出典：障害福祉課（各年4月1日）

障害者手帳の所持者数を、平成27年時点と比較すると、手帳所持者数の合計は1.1倍上昇し、特に精神保健福祉手帳所持者数は約1.4倍の伸びとなっています。

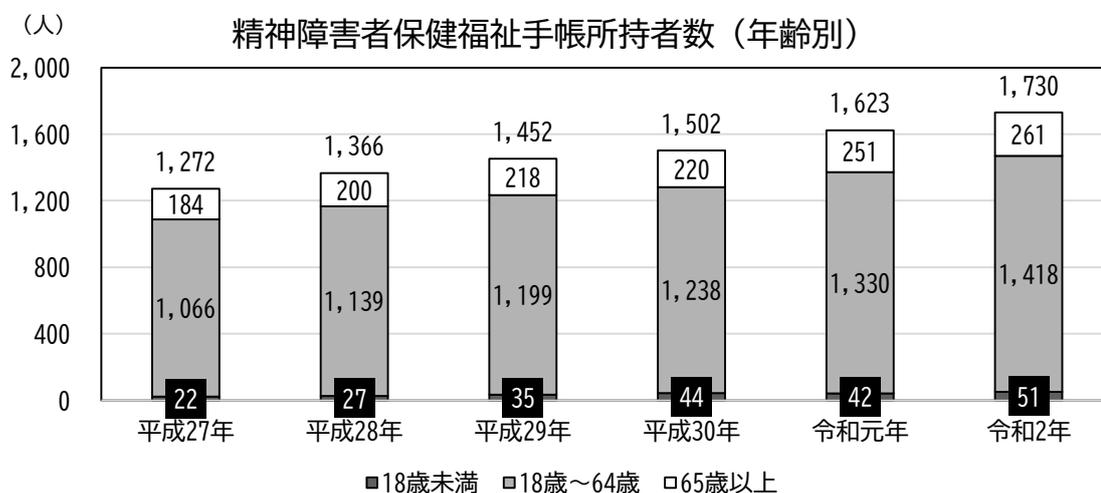
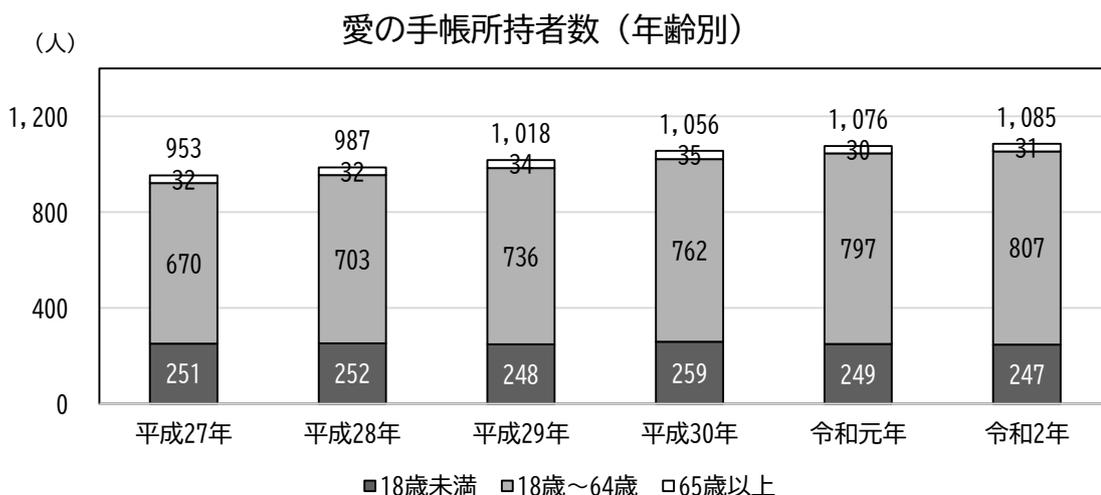
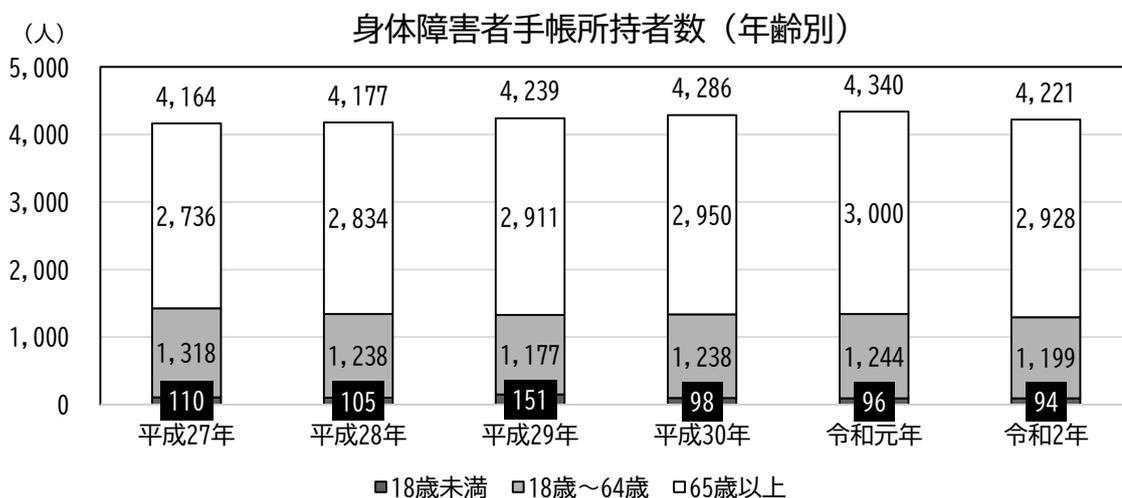


出典：障害福祉課（各年4月1日）

ねんれいべつ かくてちょうしよじしやすう しんたいしやうがいしやてちょうしよじしや 65さいいじよう やく7わり  
 年齢別に各手帳所持者数をみると、身体障害者手帳所持者では65歳以上が約7割を  
 占め、その割合は年々高くなっています。

あゐ てちょう ちてきしやう しゃ じ たいしやう しよじしや 18 64さい ひと 7わりいじよう しめて  
 愛の手帳（知的障がい者・児が対象）所持者では、18～64歳の人7割以上を占めて  
 います。

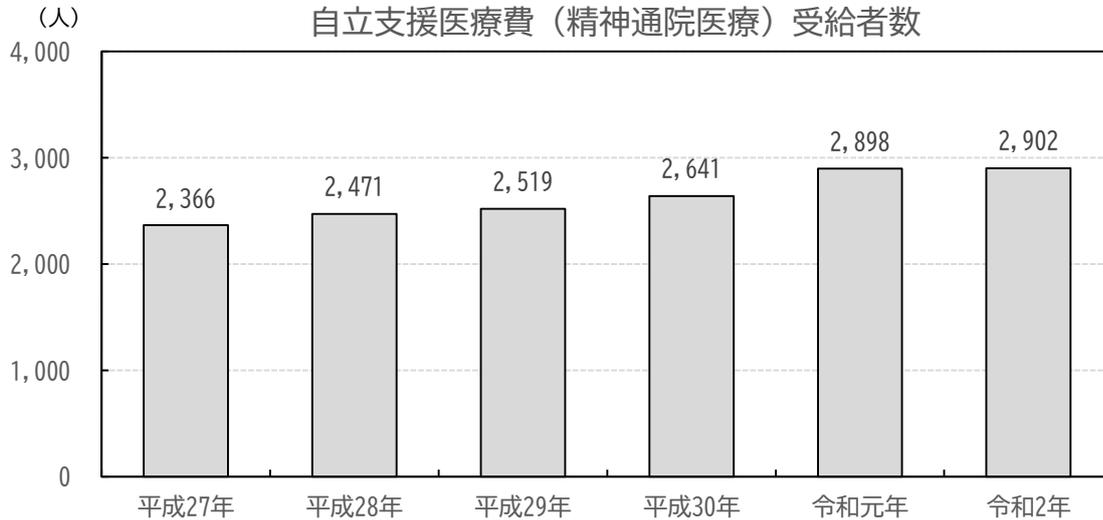
せいしんしやうがいしやほけんふくしてちょうしよじしや 18 64さい ひと やく8わり しめて  
 精神障害者保健福祉手帳所持者は、18～64歳の人約8割を占めています。



出典：障害福祉課（各年4月1日）

② 自立支援医療費（精神通院医療）受給者数の推移

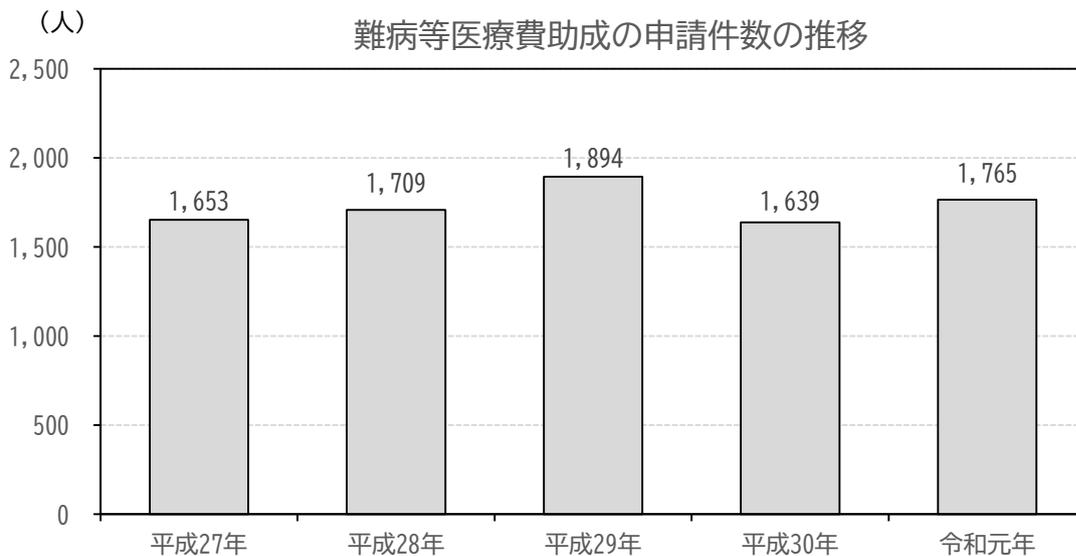
自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、ゆるやかな増加傾向にあり、令和2年は2,902人となっています。  
 平成27年から令和2年にかけては約1.2倍の伸びとなっています。



出典：障害福祉課（各年4月1日）

③ 難病等医療費助成の申請件数の推移

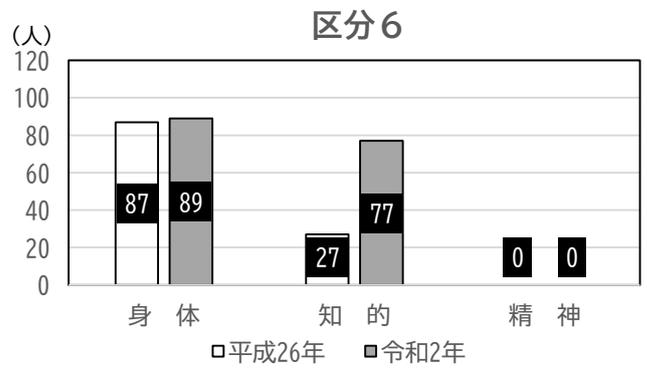
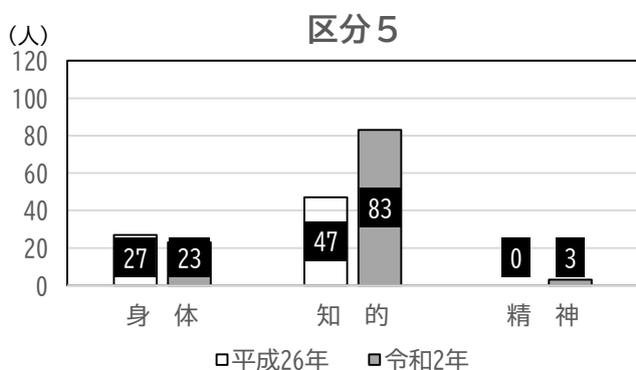
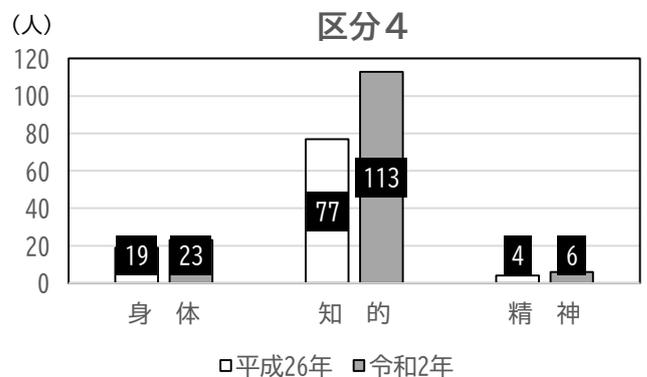
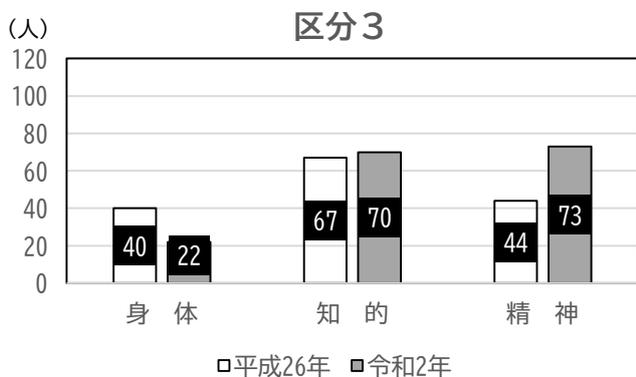
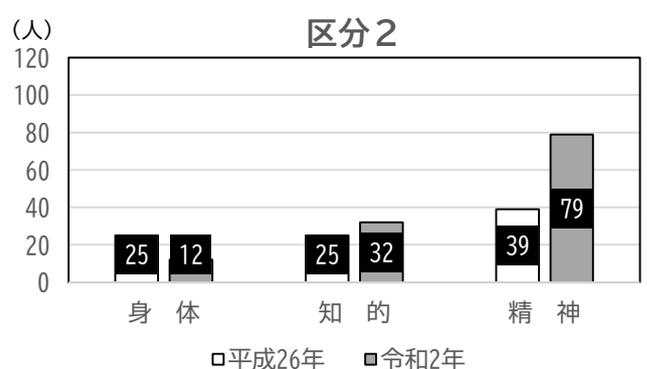
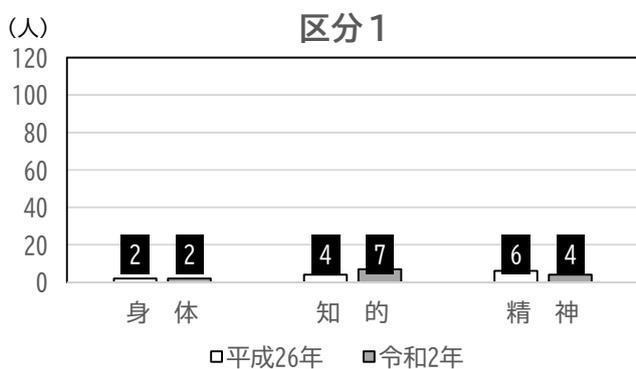
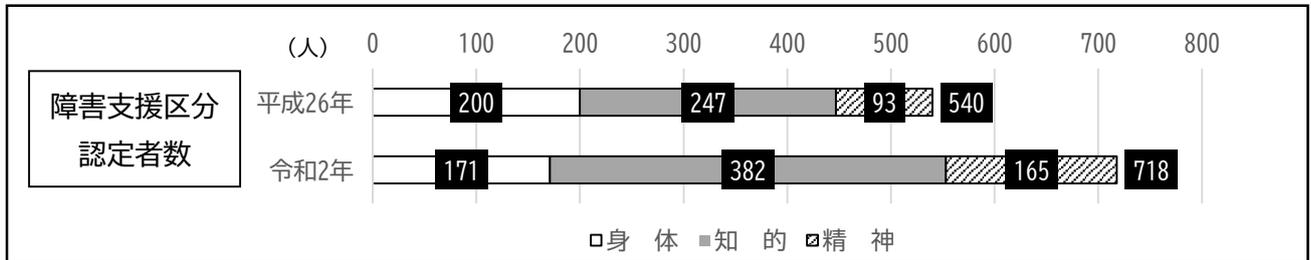
難病等医療費助成の申請件数は、令和元年では1,765件となっており、平成27年と比較すると約1.2倍の伸びとなっています。



出典：障害福祉課（各年4月1日）

(3) 障害支援区分認定者数 ~ 障がい者の重度化が進む~

障害支援区分認定者数について、平成26年4月と令和2年4月で比較すると、6年間で178人増加しています(540人→718人)。特に、区分2の精神障がい、区分4以上の知的障がいのある方の人数が増加しています。

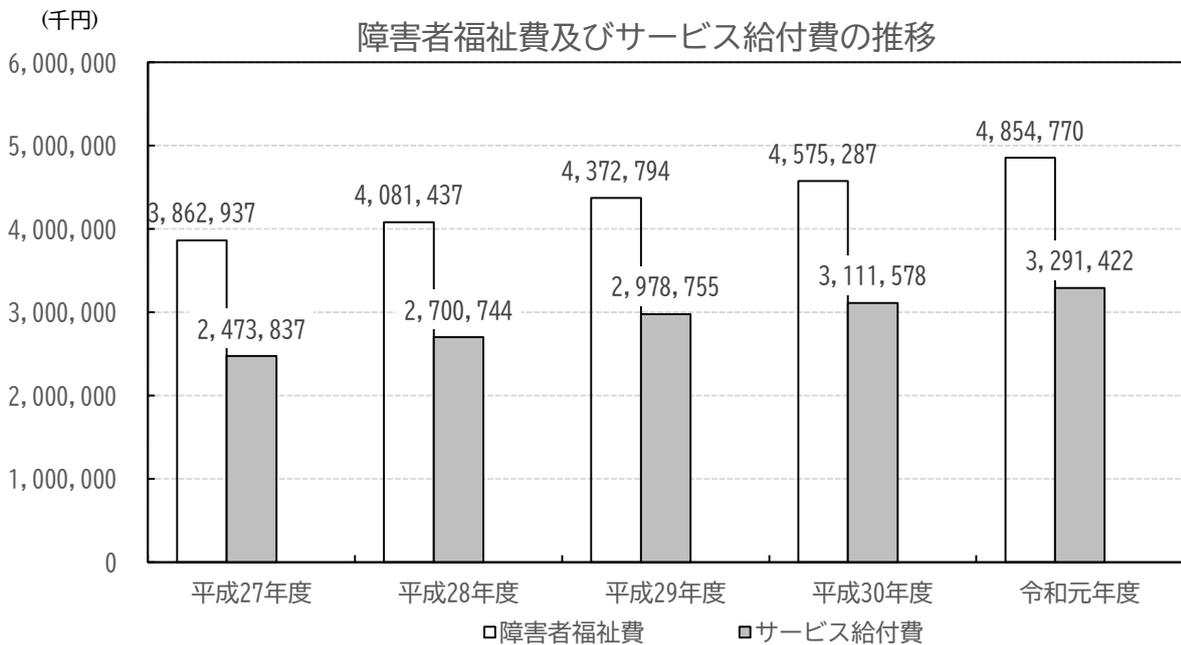


出典：障害福祉課（平成26年、令和2年4月）

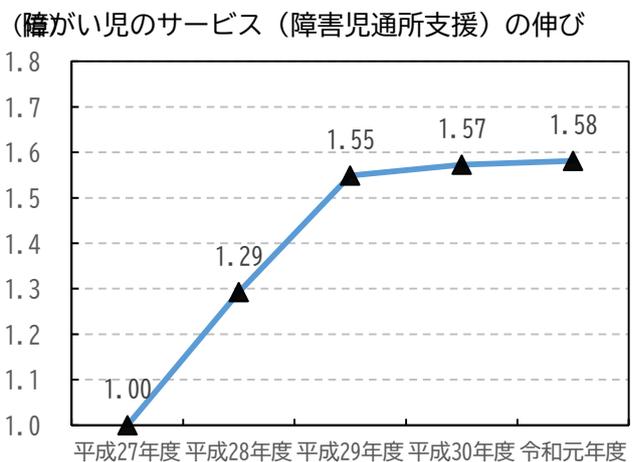
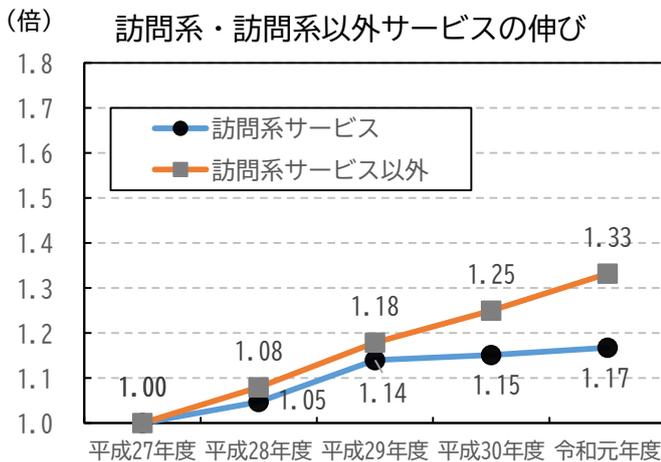
3 障害支援区分：障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に表す6段階の区分のこと（区分1～6：区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い）。

※ 複数の障がいがある方は主たる障害種別で分類しています。

(4) 障害福祉サービス給付費の推移 ～障害福祉サービス給付費は年々増加～  
 障害者福祉費及び障害福祉サービス給付費の実績は増加し続けています。令和元  
 年度の障害者福祉費は約48億5,477万円で、うち障害福祉サービス給付費は約32  
 億9,142万円となっています。  
 平成27年度と比較すると、障害者福祉費、障害福祉サービス給付費ともに約1.3倍の  
 のび  
 伸びとなっています。



平成27年度実績からの伸びは、訪問系サービスでは、約1.33倍、訪問系サービス以外では1.17倍、障がい児のサービス（障害児通所支援）では約1.58倍となっています。



出典：障害福祉課

# 障害福祉サービス毎の給付費の推移一覽

たんい せんえん  
(単位:千円)

しゅべつ 種別	こうもく 項目	へいせい ねんど 平成27年度	へいせい ねんど 平成28年度	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成30年度	れいわがねど 令和元年度
ほうもんけい 訪問系 さーびす	きょたくかいご 居宅介護	125,306	119,405	120,662	116,288	138,688
	じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	417,846	451,119	497,566	503,158	487,569
	どうこうえんご 同行援護	23,450	24,971	25,468	28,476	30,359
	こうどうえんご 行動援護	11,551	9,817	15,282	17,644	18,287
	ほうもんけいさーびすしょうけい 訪問系サービス小計	578,154	605,311	658,978	665,566	674,903
訪問系 サービス 以外	せいかつかいご 生活介護	530,491	580,828	624,011	656,611	695,196
	じりつくんれん きのうくんれん 自立訓練 (機能訓練)	1,182	1,070	207	657	2,211
	じりつくんれん せいかつくんれん 自立訓練 (生活訓練)	2,874	4,297	3,484	9,192	11,991
	しゅくはくがたじりつくんれん 宿泊型自立訓練	1,360	1,638	3,496	6,218	6,742
	しゅうろういこうしえん 就労移行支援	50,717	54,589	65,523	66,243	78,186
	しゅうろうていぢやえん 就労定着支援	0	0	0	442	2,944
	しゅうろうけいぞくしえん かつ 就労継続支援 (A型)	29,090	44,509	64,507	70,971	66,510
	しゅうろうけいぞくしえん かつ 就労継続支援 (B型)	491,884	525,215	558,704	555,325	574,007
	りょうようかいご 療養介護	76,281	76,107	76,261	80,878	75,723
	たんきにゅうしょ 短期入所	47,649	39,182	41,482	49,941	55,074
	きょうどうせいいかつえんじょ 共同生活援助	141,700	154,463	182,559	227,245	267,864
	しせつにゅうしょえん 施設入所支援	114,897	124,929	133,623	136,220	145,432
	ほうもんけいさーびすさーびすいしょうけい 訪問系サービス以外小計	1,488,127	1,606,828	1,753,857	1,859,943	1,981,880
しょうがいじ 障害児 つうしょえん 通所支援	じどうはつたつえん 児童発達支援	48,807	47,082	47,852	53,638	50,091
	いりやうがたじどうはつたつえん 医療型児童発達支援	0	123	679	770	323
	ほうかごとうでいさーびす 放課後等デイサービス	216,858	296,207	362,827	362,608	368,445
	ほいくじょうほうほうもんしえん 保育所等訪問支援	0	0	126	794	1,153
	しょうがいじつうしょえんしょうけい 障害児通所支援小計	265,665	343,412	411,484	417,810	420,012
そうだんしえん 相談支援	けいかくそうだんしえん 計画相談支援	15,975	21,534	21,361	23,910	26,454
	ちいきそうだんしえん ちいきいこうしえん 地域相談支援 (地域移行支援)	439	62	284	188	36
	しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援	1,187	1,087	999	1,371	1,349
	そうだんしえんしょうけい 相談支援小計	17,601	22,682	22,644	25,469	27,839
	そうごうけい 総合計	2,349,547	2,578,234	2,846,963	2,968,788	3,104,634

ほうもんけいさーびす  
<訪問系サービス>

きょたくかいご どうこうえんご こうどうえんご そうかけいこう じゅうどほうもんかいご へいせい30ねんど  
居宅介護、同行援護、行動援護は増加傾向にあります。重度訪問介護は平成30年度まで  
ねんねんぞうか れいわがねんど ひとりあたりりょうじかんすう げん げんしょう  
は年々増加していましたが、令和元年度は一人当たり利用時間数の減により減少して  
います。

ほうもんけいさーびすいがい  
<訪問系サービス以外>

せいかつかいご しゅくはくがたじりつくんれん じりつくんれん きのう せいかつくんれん ぞうかけいこう  
生活介護、宿泊型自立訓練、自立訓練（機能・生活訓練）は増加傾向にあります。ま  
た、短期入所は平成28年度以降、増加しています。共同生活援助は、市内及び近隣市で  
たんきにゅうしょ へいせい28ねんどいこう ぞうか きょうどうせいかつえんじょ しないおよびきんりんし  
の新規グループホームの開設が増えていることから、近年急増しています。また、就労  
しんきぐるーがほーむ かいせつ ふえて きんねんきゅうぞう しゅうろう  
継続支援A型（雇用型）は令和元年度は減少に転じていますが、B型（非雇用型）や就労  
けいぞくしえんAがた こようがた れいわがねんど げんしょう てんじて Bがた ひこようがた しゅうろう  
移行支援は、福祉的就労を希望する精神障がいのある方が増えたことなどにより増加  
いこうしえん ふくしてきしゅうろう きぼう せいしんしょう かた ふえた ぞうか  
しています。

しょうがいじつうしよしえん  
<障害児通所支援>

ほうかごなどでいさーびす たいはん しめ れいわがねんどじっせき やく3おく6 845まんえん へいせい27ねんど  
放課後等デイサービスが大半を占め、令和元年度実績は約3億6,845万円で平成27年度と  
ひかく やく1.7ばい いくしやうほうもんしえん へいせい28ねんど しない きんりんし  
比較すると約1.7倍となっています。保育所等訪問支援は、平成28年度までは市内や近隣市  
さーびす すすていきやうじぎやうしよ じっせき へいせい りやう  
にサービス提供事業所がないことから、実績がありませんでしたが、平成29年度から利用  
ふえて  
が増えています。

そうだんしえん  
<相談支援>

もにたりんぐ ひんど たかめる ほうもんけいさーびす たんきにゅうしょ もにたりんぐひやう  
モニタリングの頻度を高めるため、訪問系サービスや短期入所などのモニタリング標  
じゅんきかん たんしゆく みなおし おこなわれた そうだんしえん じっせき ぞうか  
準期間を短縮する見直しが行われたこともあり、相談支援の実績が増加しています。

### 3 多摩市障がい者生活実態調査の結果

#### (1) 調査の概要

##### ① 目的

当事者やその家族の方のニーズなど、障害福祉を取り巻く環境について確認し、計画策定や今後の障害福祉施策における基礎資料とするため、おおむね計画策定年度（3年ごと）に「多摩市障がい者生活実態調査」を行っています。

##### ② 実施期間

令和2年8月7日（金）から21日（金）まで

##### ③ 対象者

令和2年6月末日現在、多摩市内の以下の方を対象としています。

ア 身体障害者手帳をお持ちの方（4,043人）

イ 愛の手帳をお持ちの方（823人）

ウ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（1,435人）

エ 自立支援医療（精神通院医療）の給付を受けている方（953人）

オ 難病患者の方（980人）

カ 手帳をお持ちでなく障害福祉サービスなどを利用している方（313人）

（高次脳機能障害や発達障害等の精神疾患の方）

※ 多摩市における調査対象者の総数は、8,597人となりますが、今回の調査では障がい児・者の生活実態を均一に把握することを目的に各対象者別に、18歳未満と18歳以上に分けたうえで、それぞれ50%の無作為抽出により4,298人の方を調査対象者としました。

##### ④ アンケート回答数（回収率）

回答数（回答率）：1,839人／4,298人（42.8%） ※ 速報値

さんこう あんけーと かいとうしゃのうちわけ ねんれい しょうがいべつ  
 (参考) アンケート回答者の内訳 (年齢・障害別)

		全体	6歳未満	6歳～12歳	13歳～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～69歳	70歳～79歳	80歳以上	無回答
全体		1,839 100.0	16 0.9	49 2.7	44 2.4	98 5.3	132 7.2	213 11.6	315 17.1	381 20.7	409 22.2	168 9.1	14 0.8
障害別	身体障害	968 100.0	4 0.4	9 0.9	13 1.3	23 2.4	25 2.6	42 4.3	128 13.2	257 26.5	321 33.2	143 14.8	3 0.3
	知的障害	197 100.0	4 2.0	25 12.7	23 11.7	49 24.9	37 18.8	32 16.2	16 8.1	4 2.0	4 2.0	2 1.0	1 0.5
	発達障害	116 100.0	7 6.0	24 20.7	15 12.9	25 21.6	21 18.1	17 14.7	7 6.0	-	-	-	-
	精神障害	387 100.0	-	2 0.5	4 1.0	23 5.9	62 16.0	101 26.1	119 30.7	57 14.7	13 3.4	3 0.8	3 0.8
	高次脳機能障害	31 100.0	-	1 3.2	-	2 6.5	1 3.2	4 12.9	9 29.0	9 29.0	4 12.9	1 3.2	-
	難病（特定疾患）	311 100.0	-	-	3 1.0	11 3.5	15 4.8	37 11.9	64 20.6	79 25.4	80 25.7	22 7.1	-
	無回答	84 100.0	1 1.2	1 1.2	5 6.0	2 2.4	3 3.6	12 14.3	7 8.3	13 15.5	22 26.2	10 11.9	8 9.5

※ ふくすう しょうがいがあるかた しゅしょうがいしゅべつ ぶんるい  
 ※ 複数の障がいがある方は、主たる障害種別で分類しています。

おも ちょうさけつか  
**(2) 主な調査結果**

1 じょうほうにゆうしゆ こまったとき そうだんさき (しんきせつもん)  
**① 情報入手や困った時の相談先について【新規設問】**

ふくしかんれん じょうほう にゆうしゆ こまって  
**○ 福祉関連の情報の入手について困っていることはありますか。(○はいくつでも)**

No.	かてごり カテゴリ	けんすう 件数	こうせいひ 構成比(%)
1	どこにじょうほうがあるかわからない	626	34.0
2	わかりやすい情報提供が少ない(わかりやすく表現されたものがない、ふりがなを振っていないなど)	348	18.9
3	デージー版、点字版、録音テープ・CD、音声レコードなどによる情報提供が少ない	15	0.8
4	パソコンなどの使い方がわからないため、インターネットが利用できない	171	9.3
5	パソコンなどを持っていないため、インターネットが利用できない	207	11.3
	けい 計	1,839	—

しやくしよ こまったとき そうだん  
**○ あなたは、市役所に困った時に相談できますか。(○は1つ)**

No.	かてごり カテゴリ	けんすう 件数	こうせいひ 構成比(%)
1	はい	664	36.1
2	いいえ	297	16.2
3	どちらともいえない	556	30.2
4	むかいとう 無回答	322	17.5
	けい 計	1,839	100



こたえたほう しやくしよ そうだん  
**○ (いいえと答えた方におたずねします) どうしたら市役所に相談しやすくなると**

おもいます  
**思いますか(○はいくつでも)。**

No.	かてごり カテゴリ	けんすう 件数	こうせいひ 構成比(%)
1	いえにきて相談を聞いてほしい	55	18.5
2	よる 後も相談できるようにしてほしい	32	10.8
3	いしや 専門家に相談を聞いてほしい	68	22.9
4	そうだんまどぐち 相談窓口が一本化されていてほしい	112	37.7
5	そのほか	90	30.3
	けい 計	297	—

② 社会参加のために必要なサービス【新規設問】

○ 今後、社会参加するためにどのようなサービスが必要ですか。(○はいくつでも)

No.	カテゴリ	件数	構成比(%)
1	参加のきっかけとなるわかりやすい情報提供	674	36.7
2	地域のことをよく知るコーディネーターによる相談支援	243	13.2
3	コミュニケーション支援手段(手話、要約筆記、字幕、点字等)の充実	73	4.0
4	公共交通機関(バス、電車等)の交通費助成	369	20.1
5	ハンディキャブ、福祉タクシー等の移動支援サービスの充実	205	11.1
6	ガイドヘルパーによる移動支援サービスの充実	122	6.6
7	既に十分社会参加している	221	12.0
8	その他	195	10.6
	計	1,839	-

③ 障害者差別解消について

○ あなたは、「障害者差別解消法」を知っていますか。(○は1つ)

No.	カテゴリ	件数	構成比(%)	
			今回	(参考) 前回
1	内容についても知っている	89	4.8	5.5
2	知っているが詳しくはわからない	456	24.8	22.9
3	知らない	1,103	60.0	60.3
4	無回答	191	10.4	11.3
	計	1,839	100	100

○ あなたは、令和2年7月に、「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」ができたことを知っていますか。(○は1つ)【新規設問】

No.	カテゴリ	件数	構成比(%)
1	内容についても知っている	38	2.1
2	知っているが詳しくはわからない	309	16.8
3	知らない	1,293	70.3
4	無回答	199	10.8
	計	1,839	100

④ 災害時の対応について

○ あなたは、地震や火事、水害などの災害の時にどのようなことが必要ですか。

(○はいくつでも)

No.	カテゴリー	件数	構成比(%)	
			今回	(参考) 前回
1	災害の発生や避難指示等を障害に合わせてだれでもわかるように知らせしてほしい	603	32.8	34.9
2	避難所までの誘導や案内をしてほしい	548	29.8	33.4
3	地域の人から安否確認等の声かけをしてほしい	362	19.7	22.6
4	特別な食事や入浴など障害の特性ごとに対応した避難所の生活環境の整備	369	20.1	20.1
5	オストメイト対応、車イス用、高齢者用などのトイレの整備	303	16.5	18.4
6	避難所での日常的に必要な介護や医療、医薬品、補装具の確保	534	29.0	32.6
7	避難所での手話などコミュニケーション手段の確保と情報交換	98	5.3	5.8
8	避難所での福祉事業者などとの相談体制の確保	274	14.9	16.3
9	避難所でのヘルパー、介護専門スタッフなどの確保	292	15.9	16.5
10	その他	104	5.7	4.3
11	特に不安はない	274	14.9	14.2
	計	1,839	—	—

⑤ 新型コロナウイルス感染拡大による影響について【新規設問】

○ 今回の新型コロナウイルスの感染拡大により、生活必需品、医薬品、衛生用品を入手できずに困ったことはありませんか。（○は1つ）

No.	カテゴリ	件数	構成比(%)
1	生活必需品、医薬品、衛生用品が入手できずに困った	729	39.6
2	特に困らなかった	934	50.8
3	無回答	176	9.6
	計	1,839	100

○ 今回の新型コロナウイルスの感染拡大により、利用サービスを自粛しましたか。

No.	カテゴリ	件数	構成比(%)
1	利用サービスを自粛した	225	12.2
2	自粛しなかった	247	13.4
3	無回答	1,367	74.3
	計	1,839	100

○ 今回の新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、外出自粛したことにより、健康に変化はありましたか。（それぞれ1つずつに○）

No.	カテゴリ	【感染拡大前】		⇒	【感染拡大後】	
		件数	構成比(%)		件数	構成比(%)
1	とても健康である	158	8.6	⇒	119	6.5
2	健康である	995	54.1	⇒	867	47.1
3	あまり健康でない	417	22.7	⇒	501	27.2
4	健康でない	91	4.9	⇒	143	7.8
5	無回答	178	9.7	⇒	209	11.4
	計	1,839	100	⇒	1,839	100

○ 今回の新型コロナウイルスの感染拡大により、外出自粛したことにより、明るく、楽しい気分が過ごせなくなった、気分の落ち込みがあったなど日常の気分に変化はありましたか。（○は1つ）

No.	カテゴリ	件数	構成比(%)
1	日常の気分に変化があった	823	44.8
2	日常の気分に変化はなかった	816	44.4
3	無回答	200	10.9
	計	1,839	100

⑥ 今後の市の障がい者施策について

○ 今後、多摩市の障がい者施策は、特にどのようなことを充実させていけばよいと思いますか（各カテゴリー（表の二重線で分けている部分）で○は1つもしくは無し）。

No.	カテゴリー	件数	構成比(%)	
			今回	(参考) 前回
1	障がい者差別 解消法に 関する施策	352	19.1	19.9
2	障がい者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」の推進	437	23.8	21.8
3	ハード面・ まちづくり・ インフラ整備	462	25.1	24.5
4	障がい者に適した暮らしやすい公営住宅などの整備促進	262	14.2	17.7
5	地域利用施設の整備	101	5.5	5.1
6	交通機関等の利用を容易にする施策	230	12.5	12.1
7	ソフト面・ 社会参加・ コミュニティ	438	23.8	23.9
8	障がい者と対等の関係づくりや交流を促進するなど、 相互理解を深める事業の充実	140	7.6	8.9
9	ボランティア活動の推進	179	9.7	9.2
10	スポーツやレクリエーション、文化活動などの余暇活動支援 の充実と参加の推進	141	7.7	9.1
11	初等教育機関における障がい児への教育の整備・推進・ 実施	336	18.3	16.9
12	障がいのある子どもたちの可能性を最大限に伸ばすような 教育の実施	226	12.3	13.8
13	ホームヘルパーやグループホーム、ガイドヘルパーなど 生活支援サービスの充実	106	5.8	6.8
14	自立生活に向けた言語訓練や機能訓練等の 専門のリハビリテーション	43	2.3	1.6
15	障がい者が働ける配慮のある職場の紹介や情報提供	368	20.0	19.2
16	一般就労へ向けた訓練や就労の定着を図る雇用施策の 充実（ジョブ・コーチ等）	126	6.9	8.5
17	生活相談をはじめ就労・就学のための総合的な相談窓口 （就労支援センター）の充実	169	9.2	9.3
18	地域活動支援センターも含め、生活介護や自立訓練などの	183	10.0	11.2

		にちゅうかつどう ば じゅうじつ 日中活動の場の充実			
19	いりょう ほけん 医療・保健・ 療育	いりょう ほけん ふくし きょういく れんけい いっかん しえん じゅうじつ 医療・保健・福祉・教育の連携と一貫した支援の充実	331	18.0	18.8
20		いりょうひふたん けいげん ねんきん てあてどう けいざいてきえんじよ 医療費負担の軽減や年金や手当等の経済的援助	576	31.3	35.7
21		しょうがい そうきはつけん はいだんかい てきせつ りょういく 障害の早期発見と、早い段階での適切な療育	140	7.6	7.7
22	そうだん じょうほう 相談・情報 提供	しゅわつうやく ようやくひつきしゃほけんせいど じゅうじつ 手話通訳・要約筆記者派遣制度の充実	34	1.8	1.3
23		てんじとじよ じまくほうそう ひょうげん しりょうどう 点字図書・字幕放送・わかりやすく表現された資料等の しょうがい とくせい おうじたじょうほうていきょう せいび じゅうじつ 障害の特性に応じた情報提供の整備・充実	54	2.9	1.9
24		きんきゅうじ れんらくしゅだん かくほ 緊急時の連絡手段の確保	197	10.7	9.3
25		じしん たいふう さいがいじ ひなん しえんたいせい きょうか 地震や台風など災害時の避難や支援体制の強化	255	13.9	15.0
26		しょうがい しゃ みじか そうだんしえんたいせい じゅうじつ 障がい者のための身近な相談支援体制の充実	361	19.6	21.3
27	そのほか その他	そのほか	40	2.2	1.3

## 4 計画策定に係る事業所アンケート調査の結果

### (1) 調査の概要

#### ① 目的

たましな い しょうがいふくし さーび す などじぎょうしよ ひごろ かんじて しょうがいふくし さーび す どう  
多摩市内の障害福祉サービス等事業所が、日頃感じている障害福祉サービス等に  
かんする くだい しんがた ころ なう いる す かんせんしやう たいおう しょうがいし さく かんする いけんどう うが い  
関する課題や新型コロナウイルス感染症への対応、障害施策に関する意見等を伺い、  
だい 6 き た ま し しょうがいふくしけいかくおよびだい 2 き た ま し しょう じ ふくしけいかく さくてい こんご し さ く  
第6期多摩市障害福祉計画及び第2期多摩市障がい児福祉計画の策定や今後の施策  
はんえい き そしりやう じっし  
反映のための基礎資料とするために実施しました。

#### ② 実施期間

れいわ 2 ねん 8 がつ 31 にち つき 9 がつ 15 にち ひ  
令和2年8月31日(月)から9月15日(火)まで

※ 10 がつ 9 にち きん 14 にち すい さいちやうさ じっし  
※ 10月9日(金)から14日(水)にかけて再調査を実施

#### ③ 対象

たましな い しょうがいふくし さーび す などじぎょうしよ  
多摩市内の障害福祉サービス等事業所

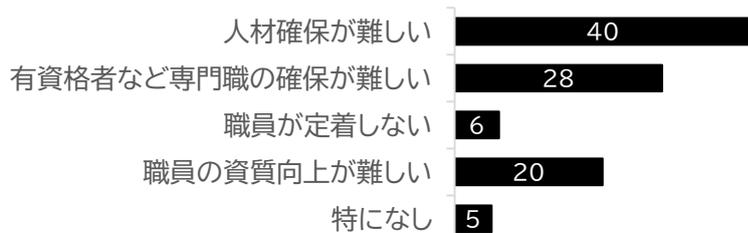
#### ④ アンケート回答数(回収率)

96じぎょうしよ 188じぎょうしよ やく 51.1%  
96事業所/188事業所(約51.1%)

(2) 主な調査結果

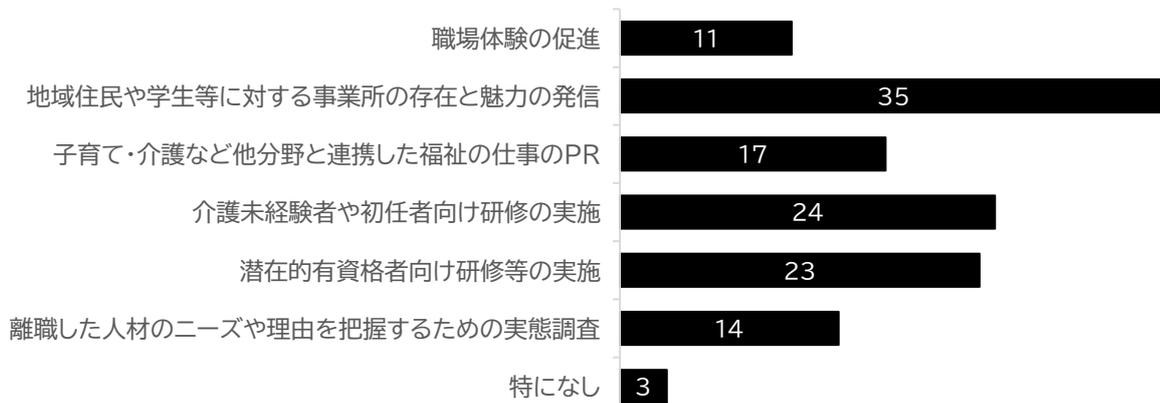
① 人材確保についてどのような課題がありますか。(3つまで)

人材確保における課題について、「人材確保が難しい」が最も多く、次に「有資格者など専門職の確保が難しい」、「職員の資質向上が難しい」の順となっています。



② 今後、人材確保のために市がどのような取組を行うと効果的だと考えますか。(3つまで)

今後、人材確保を効果的に行うために市が行うべき取組について、「地域住民や学生等に対する事業所の存在と魅力の発信」が最も多く、次に「介護未経験者や初任者向け研修の実施」、「潜在的有資格者向け研修等の実施」の順となっています。



③ しんがたころなういるすかんせんしょう えいきょう なか じぎょうけいぞく たいおうとう 新型コロナウイルス感染症の影響がある中、事業継続していくための対応等について

じんてき ぶつてきしえんなど  
(人的・物的支援等)

- しかく じぎょうしょ とうろく かいご いれる げんざい きんきゅうたいおう ゆうこう かんせん 資格がなくても事業所に登録して介護に入れる現在の緊急対応は有効なので、完全にころな おさまる けいぞく コロナが収まるまで継続してほしい。
- ぶつてきしえん ますく しょうどく せいそうある ころな はいふ かんせんかくだいぼうし むけた 物的支援として、マスクや消毒・清掃用アルコールの配布など、感染拡大防止に向けたしょうもうひん はいふ りようしゃ しょくいんとも つうしょ きんむ あんしん つながる かんがえられる 消耗品の配布があると、利用者、職員共に通所や勤務の安心に繋がると考えられる。

しゅうだんかんせんはっせい さいがい そなえたたいおう  
(集団感染発生や災害に備えた対応)

- ゆうじ さい しんがたころなういるすかんせんなど 1じぎょうしょ たいおう し 有事の際(新型コロナウイルス感染等)に、1事業所で対応するのではなく、市のバックアップのもと たいおう しくみづくり てきせつ りよう そくしん バックアップの下で対応できる仕組みづくり。適切なサービス利用を促進するようなはっしん ていきてき じょうきょうはあく りある たいむ たいおうかうのう たいせいづくり 発信。定期的な状況把握による、リアルタイムに対応可能な体制づくり。
- さいがいじ しえん ひつす ぶつびん ふそく たたはっせい へいそすとつく 災害時に支援するために必要な物品の不足が多々発生する。平素ストックしておくためのスペースもないので災害時に物的支援が充実できるようなシステムが求められる。
- しょうがいふくしじぎょうしょ さいがいたいさくおよびけいかく ぼうさいくんれん しななじぎょうしょ ごうどう とりく 障害福祉事業所の災害対策及び計画、防災訓練を市内事業所で合同で取り組みたい。ねん さいてい2かい ぼうさいくんれん じっし おもう だいきぼうさいがい とき やく 年に最低2回の防災訓練をそれぞれに実施していると思うが、大規模災害の時には役にたたない しゃきょう ふくめてとりくめない りようしゃ しょくいん ふあん もって 立たないので、社協や企業も含めて取り組めないか。利用者も職員も不安を持っている。
- かくしょ はなしあつて さいがいたいさく しゅうやく ば ひつよう し ぼうさい しょうがい こうれい 各所で話し合っている災害対策を集約する場が必要。市(防災、障害、高齢、きょういく そのた しゃきょう けいさつ ちいき びょういんとう かんけいきかん れんけい 教育、その他)、社協、警察、消防、地域、病院等の関係機関の連携ができないか。
- かんせんしゃ でて じぎょうしょ しせつ ひなん ちゅうしょう けいもうかつどう 感染者が出た事業所や施設を非難・中傷しないようにするための啓蒙活動。

し じぎょうしょかん じょうほうきょうゆう しくみ きょうりよくたいせい こうちく  
(市、事業所間の情報共有の仕組み、協力体制の構築)

- かんせんかくだい ふせぐ し じぎょうしょかん じょうほうきょうゆう かんけい がっこう じょうほうきょうゆう 感染拡大を防ぐため、市や事業所間の情報共有。関係している学校との情報共有。
- かんせんしゃ だたとき じっさい たいおう ぼいんと かだい おしえて これまでの感染者が出た時の実際の対応からポイントや課題を教えてください。
- とくに はっしん 都や国からの発信をわかりやすくしてほしい。
- しょう しゃ かんせん もろもろ てつづき さい どうぜんじぎょうしょ かいにゅう しえん 障がい者が感染し、諸々の手続きをする際、当然事業所でも介入し支援するが、それでも先方の対応が遅れたり、たらいまわしにされるような場合に、障がい福祉課とせんぼう たいおう おくれたり あい しょう ふくしか 連携できるような仕組みをつくってほしい。

- 事業所の危機管理体制の強化するためにも、行政を中心とした情報の収集・発信の仕組みづくりが必要。

(就労継続支援事業所への支援)

- 日中活動系サービス事業所への必要な支援の聞き取りの上、自主製品の販路拡大や新たな受注作業などの仕組みの構築。

(PCR検査等を受けられる体制の確保)

- 発熱者が出た場合、その後の事業継続が可能か否かの指標がPCR検査しかないため、発熱者及び、濃厚接触者が直ちに検査を受けられる体制と、事業継続における助言等の支援体制が必要である。
- 感染のリスクを抱えながら活動するヘルパーが希望すれば、PCR検査等を容易に受けられる仕組みと費用負担を検討してほしい。

(在宅支援の継続、場所の確保)

- 在宅支援サービスの特例をしばらくは継続してほしい。特に多摩市は小規模な施設が多い中で、利用者全員が通所することは過密を防ぎきれない。
- コロナの影響で、利用人数を制限している。そのため毎日在宅支援の利用者がいる。本来なら通所することが望ましい人も、限られたスペースの中、密を避けるため元々の人数には、戻すことは出来ずに支援している。サービスを継続させるためにも新たな提供場所が必要である。
- コロナに対する心的不安を訴える保護者や子ども、公共機関を利用する人もいるため、代替支援(在宅支援)の期間の延長をお願いしたい。

(ICT活用)

- 相談支援連絡会等で新型コロナウイルス陽性者や疑いのある利用者への対応、感染防止対策として、ICT活用事例を含めた情報共有の機会を作っていただきたい。オンライン会議を実施することもあり、ICT活用に関しては市としても推進してほしい。

- オンライン会議、オンライン研修の推進。環境設定が難しい事業所等への支援・補助。

④ 障害福祉施策に関する市への意見や、今後進めるべき取組等について

(人材確保のためのPR)

- 人手不足解消策について、事業所任せにするのではなく、市として対策をしてほしい。社協と連携して、学生や地域住民が介護に携われるように企画やイベント、研修等を行い、そこに集まった人がサポーターに登録しやすいよう、市としてもPRする。多摩市障害者差別解消条例のPRの際にも、実際に障害者と関わってみる方法の一つとしてサポーター制度を説明するなど、積極的な取り組みをしてほしい。
- 各事業所が研修等にスタッフを派遣させたときの事業所に対する補助(人的、あるいは金銭的補助)
- 無資格者に、市が実施する介護職員初任者および実務者研修を受けてもらい、市内のヘルパー事業所に配置する等。

(わかりやすい情報提供、情報発信)

- 施策を分かりやすい言葉で伝えてほしい。

(事業に関する相談窓口)

- 新しく事業を始める時に相談に乗って欲しい。そのような窓口があるとよい。
- 事業存続に関する相談窓口。

(相談支援の仕組みの構築)

- 本人・家族の高齢化など世帯単位での多様な支援がますます必要となると考えられる。障害福祉のみならず他の分野(高齢・児童・医療・生活福祉等)との相談支援の仕組みの構築についての検討。
- 現在の市のケースワーカーが地区担当を持って細やかに対応している体制を継続してほしい。

(市と事業所、事業所間の連携)

- 計画相談支援事業と各種サービス(居宅支援、通所支援、ショートステイ)等、事業者間の顔合わせが定期的に出来るような仕組みがあると良い。
- 平成28年度に多摩市児童・発達連絡会が設置されたことで、市内の事業所間の連携が取りやすくなってありがたい。今後も市と協働しながら、質の向上に向けて取り組んで

いければと思う。

(他分野との連携)

- 高齢者施策ともう少し連携して動けるようなシステムがあるといい。高齢者の取り組みで参考になるものを障害に取り入れる、だけではなく、一緒に動ける(システムを共有できる)ようになるといい。

(サービス提供体制の充実、事務の効率化)

- 移動支援、ショートステイ、日中一時などを使いたい時に使える社会資源の確保が現状できないので、現状を把握して対策を講じて頂きたいです。
- 地域生活支援事業の報酬の見直しをしてほしい。家賃補助の継続をお願いしたい。
- 市内在住障がい者の誰もが支えあいながら安心していきいきと暮らせるまちづくりのために、移動支援等障がい者の寄り所になる組織づくりを行政として支援していただきたい。

(医療的ケア児や重症心身障害児が他の子どもたちと関われる場づくり)

- 医療的ケア児や重症心身障害児がもっと他の子どもたちと関われる場づくりが必要だと考えている。現在も少しずつ行っているが、保育園や普通学校の入学等も施策として進めてほしい。

(制度の狭間にある子どもたちへの支援)

- 制度の狭間にある子どもたちへの支援の仕組みづくりと、支援の専門性の確保。特に不登校、引きこもり、被虐待児への支援は、教育、医療、地域との連携が必須。子どもとその家族を支援する総合的な仕組みが必要。

## 5 たまし かだい 多摩市の課題

だい2しょう たまし じょうきょう たまししょう しゃせいかつじつたいちようさ けっか けいかくさくてい  
第2章の2「多摩市の状況」、3「多摩市障がい者生活実態調査の結果」、4「計画策定  
かかわるじぎょうしょ あん けー と ちょうさ けっか みえる たまし かだい つぎ  
に係る事業所アンケート調査の結果」から見える多摩市の課題は、次のとおりです。

### (1) しょう しゃ しえん かぞく こうれいか しょう しゃ じゅうどか しょう しゃ じすう ぞうか しょうがい 障がい者や支援する家族の高齢化、障がい者の重度化、障がい者・児数の増加、障害 ふくし さーび すきゅうふひ ぞうか 福祉サービス給付費の増加

- きんねん しょう しゃ しえん かぞくなど こうれいか しょう しゃ じゅうどか すすむ しょう  
近年、障がい者や支援する家族等の高齢化、障がい者の重度化が進むとともに、障  
がい者・児数が増加しています。その中でも、将来にわたり安定的にサービス提供し  
ていくため、じんざいかくほ いくせい しょうぐめん かいぜん かだい  
人材確保・育成や処遇面の改善などが課題となっています。
- また、しょうがいふくし さーび す ひとつ ねんねんぞうか きびしいざいせいじょうきょう つづいて  
また、障害福祉サービス費等が年々増加し、厳しい財政状況が続いています。  
さーび すていきょうたいせい かくほ し ざいげんかくほ むけ くに けいぞくてき ようせい  
サービス提供体制の確保や市の財源確保に向け、国・東京都へ継続的な要請をしていく  
ひつよう  
必要があります。

### (2) しょうがいしゃ さべつかいしょうほう たまししょう しゃ さべつ とも あんしん くらす 「障害者差別解消法」や「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすこ とのできるまちづくり条例」に基づく取組の推進

- たまししょう しゃせいかつじつたいちようさ やく6わり ほう しょうがいしゃ さべつかいしょうほう しらない  
「多摩市障がい者生活実態調査」では、約6割の方が「障害者差別解消法」を知らない、  
やく7わり かつ たまししょう しゃ さべつ とも あんしん くらす  
約7割の方が「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまち  
づくり条例」を知らない、と回答している状況です。このため、差別解消や障害理解  
ひろめるとりくみ すすめて ひつよう  
を広める取組を進めていく必要があります。

### (3) じょうほうていきょう じょうほうはっしん わかりやすい情報提供・情報発信

- たまししょう しゃせいかつじつたいちようさ 3わりいじょう ほう ふくしかんれん じょうほう  
「多摩市障がい者生活実態調査」において、3割以上の方が、福祉関連の情報について  
「どこに情報があるかわからない」、やく2わり ほう じょうほう すくない  
約2割の方が「わかりやすい情報提供が少ない」  
かいたう しゃかいさんか ひつよう さーび す やく4わり ほう さんか  
と回答しています。また、社会参加のために必要なサービスについて、約4割の方が「参加  
のきっかけとなるわかりやすい情報提供」が必要と回答しています。  
ひつよう じょうほう かくじつ ただしくおつたえ ひつよう さーび す しえん しゃかいさんか  
必要な情報を確実に、正しくお伝えし、必要なサービスや支援、社会参加につなげら  
れるよう、じょうほうていきょう はっしん ひつよう  
わかりやすい情報提供・発信をしていく必要があります。

### (4) しんがたころなういるすかんせんしょう ふまえたさいがいじ たいおう 新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の対応

- たまししょう しゃせいかつじつたいちようさ けいかくさくてい かかわるじぎょうしょ あん けー と とく  
「多摩市障がい者生活実態調査」や「計画策定に係る事業所アンケート」では、特に、  
しんがたころなういるすかんせんしょう りゅうこうじ じしん たいふう さいがい はっせい ばあい たいおう  
新型コロナウイルス感染症の流行時に、地震や台風など災害が発生した場合の対応に  
ついて、しょう とうじしゃ さいがい はっせい ひなんしじなど しょうがい あわほせて  
障がい当事者から「災害の発生や避難指示等を障害に合わせてだれでもわか  
るよう知らせしてほしい」などのご意見や、事業所や支援者からも災害時の避難や支援  
たいせい きょうか さまざま ごいけん  
体制の強化など様々なご意見をいただいています。

- こうしたご意見<sup>いけん</sup>を踏まえ<sup>ふまえ</sup>、災害時<sup>さいがいじ</sup>にも必要な支援<sup>ひつよう しえん</sup>が受けられる<sup>うけられる</sup>よう、災害時<sup>さいがいじ</sup>の避難<sup>ひなん</sup>や  
支援体制<sup>しえんたいせい</sup>を検討<sup>けんとう</sup>していく必要<sup>ひつよう</sup>があります。